令和８年第３回葛城市議会定例会会議録（第３日目）

１．開会及び散会　　令和８年９月３日　午前１０時００分　開会
　　午後　３時５１分　散会

２．場　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員13名

１番	福本善之	２番	木村　公
３番	鷭本義明	４番	速水一生
５番	西川善浩	６番	杉本訓規
７番	梨本洪珪	８番	吉村　始
９番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	藤井本　浩		

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東　錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	林本裕明
総務部長	吉田和裕	財務部長	堀川雅樹
市民生活部長	葛本章子	都市整備部長	倉田主税
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	山岡邦啓
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	奥田雅彦		

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川勝也	書記	吉村浩尚
書記	関元　瞳	書記	西邨さくら

６．会議録署名議員　　２番　木村　公　　３番　鷭本義明

７．議事日程

日程第１　一般質問

開　会　午前１０時００分

増田議長　ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回葛城市議会定例会３日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、７番、梨本洪珪議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

７番、梨本洪珪議員。

梨本議員　皆様、おはようございます。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

本日、私の質問は２点ございます。１点目が、第二次総合計画の検証を踏まえた実効性ある第三次総合計画の策定について。２点目が、人口減少、高齢化社会に対応した持続可能な移動政策についてでございます。

これよりは質問席にて発言させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　では最初に、スケジュールを確認させていただきます。現在の第三次総合計画は、12月議会で素案を報告し、その後、パブリックコメント等を経て、令和９年３月議会に議案として上程する予定と伺っています。12月議会やパブリックコメント、審議会で出された意見については、必要に応じて最終案を修正するという理解でよろしいのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　おはようございます。企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

現時点でのスケジュール案といたしましては、本年12月議会において第三次総合計画の素案を報告した後にパブリックコメントを経まして、令和９年３月議会に議案として上程をする予定でございます。12月議会での報告内容に対しましては、議会からいただいたご意見につきまして、パブリックコメントのご意見も踏まえて、加味して、令和９年１月末に開催予定の策定審議会でご協議いただき、必要に応じて修正を行い、そして、最終案として取りまとめていく予定でございます。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　分かりました。では、本日は、３月の議決までによりよい計画にするための確認と提案という立場で質問させていただきます。第二次総合計画実績報告書では、各ＫＰＩの目標値と実績値は示されています。しかし、重要なのは、達成、未達成の結果だけではなく、未達成の原因が外部環境によるものなのか、予算、人員等の資源不足だったのか、事業手法、あるいはＫＰＩ設定そのものの問題だったのかまで検証することであると私は考えています。未達成項目について原因を分析した上で、第三次総合計画の施策やＫＰＩへ反映したのでしょ

うか。また、そうした分析をまとめた資料はございますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　第二次総合計画の施策目標に掲げております達成度をはかる指標であるＫＰＩにつきましては、達成、未達成に関わらず、担当課において原因などを分析しております。取りまとめを行っております企画政策課へは、分析結果の概要の報告を受けておりますが、個々の詳細の分析資料等については報告などを求めておりませんので、把握はしておりません。

また、第三次総合計画への反映という点におきましては、市民アンケート結果を踏まえ、各課におけるそれぞれの取組やＫＰＩについて、引き続き継続していくもの、社会情勢の変化や事業の終了などにより廃止するもの、また、新たに目標として設定するものを検討し、反映をしております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁で、各担当課では原因分析を行い、企画政策課にも概要は報告されている。その一方、個々の詳細な分析資料までは把握されていないということが分かりました。私はここが大切だと思っているんです。総合計画は、各課それぞれの計画ではなく、葛城市全体の最上位計画です。今後の進行管理では、目標に届かなかった、では、なぜ届かなかったのか、そして、次に何を変えるのかまで、全庁的に追える仕組みにしていただきたいと思います。

次に、職員の関与について伺います。この計画の策定に当たり、市民アンケート、市政フォーラム、審議会など、多くの意見を聞いていることは理解しています。また、コンサルタントの専門的知見を活用すること自体を否定するものでもありません。しかし、この計画を行政として実行していく中心を担うのは市の職員です。各担当課が自分の事業について、意見照会を受けたかではなく、基本理念や政策体系、リーディングプロジェクトという大きな方向性を決める段階から、若手、中堅、管理職、部署を超えた職員が、10年後の葛城市をどうしたいのか、このことを真剣に議論し、政策提案する機会はあったのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　職員が部署、職位を超えて葛城市全体の将来を議論し、政策提案するようなプロジェクトチームなどの設置につきましては、設けておりません。葛城市総合計画及び総合戦略策定本部設置要綱に基づき本部会議を開催し、その上で課長級職員で構成される検討部会にて検討をしております。第三次総合計画の素案の策定に当たっては、葛城市の次の10年、また、その先の未来のための重要な計画であり、実効性のある計画を策定できるように、市民アンケートの結果及び第二次総合計画での現状や課題を踏まえ、検討部会員である課長のリーダーシップの下で、各課において現状と課題、それに対する具体的取組、達成度をはかる指標であるＫＰＩを検討しております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁で、課長級の検討部会を設け、各課で具体的な取組やＫＰＩを検討されたことは理解いたしました。一方で、若手や中堅職員も含めて、部署や職位を超えて10年後の葛城市をどうしたいのかを議論し、政策を提案する仕組みはいまだ設けられていないというこ

とも確認できました。総合計画は企画部や管理職だけの計画ではありません。幅広い職員が、これは自分たちがつくり、実行していく計画だという意識を持つことが、計画の実行力にもつながると思います。今後、計画見直しや政策形成では、そうした職員の力も更に生かしていただきたいと思います。

さて、第二次総合計画の基本理念は、「歴史を重ね、未来を育む　時代を超えて愛される住みよい共存の都市　葛城」でございました。第三次総合計画素案では、「山麓（みどり）と都市（まち）が調和した　誰もが安心して住み続けられるまち『あたたかさ×暮らしやすさ』の葛城ライフ」となっています。基本理念は、今後10年間の全ての政策判断の一番上に置かれるものです。この基本理念はどのような手順で作成し、ほかの案とどのように比較して、現在案に至ったのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　第三次総合計画の基本理念につきましては、当初令和８年５月に開催されました策定審議会で案として提示をいたしましたが、再考するべきとの意見があったことから、担当部局で再度検討いたしました。幾つかの案がございましたが、「山麓（みどり）と都市（まち）が調和した　誰もが安心して住み続けられるまち『あたたかさ×暮らしやすさ』の葛城ライフ」という案で市長にご確認をいただき、去る８月19日に開催された第４回策定審議会で提示したところでございます。

ただし、策定委員の方よりご意見をいただいておりまして、若干修正した上で、次回の策定審議会で再度ご審議いただく予定となっております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　柔軟に見直しておられる点は理解いたしました。基本理念はキャッチコピーではありません。第二次計画から何を引継ぎ、何を変えたのか。そして、なぜこの言葉なのか。最終案では、市民が読んでも分かるように説明していただきたいと思います。

現在の素案では、旧當麻庁舎周辺エリア、防災、尺土駅周辺、企業誘致、インターチェンジ周辺、山麓地域の６つが、リーディングプロジェクトとして示されています。私もこの６つの取組は非常に大切だと思いますし、否定するわけではございません。聞きたいのは、なぜこの６つがほかの施策より重点なのかということなんです。必要性、緊急性、市民ニーズ、人口減少への効果、費用対効果、市の財政負担など、何らかの基準でほかの政策と比較したのでしょうか。６つを選定した具体的な考え方を聞かせてください。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　リーディングプロジェクトにつきましては、策定審議会にていただいたご意見となります。委員から、手広く示すのではなく、ここは強い、弱い、ここに力を入れる、伸ばしていくを考え、選択と集中によって重点施策を示し、そこに向けて行政、民間、住民といった、誰が何をやるべきかなどを示していくことが重要であるというご意見をいただきました。これらを検討した結果、葛城市として目指していくべき姿を６つのリーディングプロジェクトとして設定をいたしました。選定理由については、市民アンケートで葛城市のよいところ、悪いところを聞いており、その回答として、よいところが、自然が豊か、災害が少ない、

治安がよい。逆に悪いところが、買物などの不便さ、交通・移動の不便さとして挙げられております。また、これらの項目につきましては、市外モニターによる調査結果においても、住まいの場所を選択する際に特に重視するというご意見が多くございました。市の考え方といたしましては、この長所を伸ばし、短所を改めるという観点から、リーディングプロジェクトを選定いたしました。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　アンケートを参考にされたことは分かりました。ただ、それは選定の材料であって、なぜこの６つなのかという比較の説明とは少し違うと思うんです。例えば、買物や交通の利便性が市の弱点であるなら、今後更に高齢化する中で、通院、買物、社会参加を支える市全体の移動政策も重点候補になり得ます。こうした政策も候補として比較した上で、この６つを選んだのでしょうか。また、選択と集中を掲げる以上、選ばれなかった政策も含めて、なぜこちらを優先したのかを市民に説明できることが必要だと考えます。最終案では、６つの選定理由をもう少し明確に示していただけるのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　この６つのリーディングプロジェクトにつきましては、比較、検討の上で選んだというものではございません。先ほど答弁したとおり、市民アンケートで葛城市のよいところ、悪いところを聞いており、考え方としては、この長所を伸ばし、短所を改めるという観点から、リーディングプロジェクトとして選定をしております。例えば、リーディングプロジェクト３、尺土駅前整備事業、これ都市基盤の整備と、そちらにつきましては、市民アンケートにおいて基幹道路や駅前道路、地域交通ネットワークの整備を進めるという点については、重要度は高いものの、満足度は低いという結果であり、長期化している尺土駅前整備については喫緊の課題であると認識しております。また、市政フォーラムにおきましても、公共バスについては多くのご意見をいただき、移動政策についても重要であると認識していることから、リーディングプロジェクト内において、暮らしを支える地域公共交通の確保に取り組んでいくように明記しております。

　このように、アンケート結果や市民からのご意見を踏まえ、現在取り組んでいる事業について、進捗状況が遅れている事業については、重点的に取り組むとともに、今後更に飛躍していくような事業を重点化していくという視点から、リーディングプロジェクトとして選定をしております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁で、この６つは、ほかの政策候補を共通の基準で点数化するような比較によって選んだのではなく、市民の声を踏まえ、長所を伸ばす、短所を改善する、遅れている事業を進める、今後更に伸ばす事業を重点化する、こういった考え方で選定されたことは理解いたしました。また、移動政策もリーディングプロジェクトの中に位置づけていることも確認いたしました。選択と集中という言葉を使う以上、市民からは、なぜこの６つなのかという疑問が当然出てきます。最終的な計画では、重点とした考え方と選定理由を市民が読んでも分かるように明確に示していただきたいと思います。

また、第三次総合計画素案では、まだ目標値が調整中の項目が多くあります。その一例として、山麓地域のリーディングプロジェクトには、ユズ植栽面積がＫＰＩとして示されています。ユズ栽培自体には可能性があると私も考えていますが、最上位計画のＫＰＩにする以上、栽培適地、担い手、収穫までの期間、需要や販路、収益性など、どこまで確認した上で植栽面積を指標として選定したのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　ユズ植栽面積をＫＰＩに設定した経緯でございますが、本市においても深刻化を増しております耕作放棄地への対策の一環として位置づけているためでございます。耕作放棄地を有効活用し、景観の維持と農地荒廃の防止を図る手段として、比較的管理しやすく、需要も見込めるという事業可能性の観点から、ユズの栽培を選択いたしました。当該ＫＰＩにつきましては、ユズを何ヘクタール植えたかだけではなく、結果として耕作放棄地がどれだけ解消されたかというＫＰＩと連動させた成果指標と捉えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　植えた面積だけでなく、耕作放棄地がどれだけ解消したかを見るという考え方は、私もそのとおりだと思います。一方で、担い手や販路、収益性など、事業として続けられる根拠については、今の答弁からは見えませんでした。ＫＰＩの目標値を確定するまで、その根拠を整理するとともに、植栽面積という手段の数字だけでなく、耕作放棄地の解消や、可能であれば農業所得、販売実績、こういった結果など、そして、地域がどう変わったかを確認できる指標も明確にしていただきたいと思います。

さて、阿古市長はこれまで、東洋経済新報社の住みよさランキングを施政方針で市政の成果として取り上げてこられました。私は、令和６年３月議会で、順位だけでなく、その背景にある政策やデータを分析することが大切だと申し上げ、将来ランキングが大きく下がった場合についても指摘させていただきました。その後、全国順位は、2022年の30位をピークとして、2023年は34位、2024年、46位、2025年、63位、そして本年2026年は155位となっています。市はこの順位低下の要因をどのように分析しておられるのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　住みよさランキングの順位につきましては、2025年の全国63位から2026年度は155位と順位は低下しており、その要因について分析は行っております。主な要因としましては、これまで順位の高かった安心度、快適度で順位が大きく下がっていることであると認識をしております。安心度では、人口当たり刑法犯認知件数、人口当たりの交通事故件数が下がっていること、今回より指標が変わった、20歳から49歳女性人口当たり、０歳から19歳児数が下がったことによるものと考えております。また、快適度では、転出入人口比率が下がったことが要因であると分析しております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　担当部で具体的に要因分析をされたことは確認いたしました。私は、順位が下がったから市政が悪いと言いたいわけではありません。高いときも低いときも同じように中身を分析し、その結果を政策改善につなげることが大切であると考えています。市長は、高い順位のとき

には、施政方針で市政の成果として評価してこられました。外部の客観的な指標、市民の満足度や幸福度、そして、各政策のＫＰＩを組み合わせ、高いときも低いときも同じ物差しで市政を検証し、第三次総合計画の評価に生かしていく、この姿勢が必要であると考えますが、市長の考えを伺います。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　評価自身は、今現在が実は低いとは感じておりません。あくまで若干の変動があったのかなという理解の仕方をしております。住みよさランキングにつきましては、民間企業が公的統計を用いて算出した指標の１つであり、数年おきに計算方法の見直しが行われ、実態があまり変わっていなくても順位が変動することがあります。葛城市では、以前から弱い部分である利便性については、取り組むべき重要施策と認識をしており、今回の市民アンケートにおいても、結果として表れております。第三次総合計画の中で上げているリーディングプロジェクトについては、そういった観点から住みよさランキングの順位を客観的に評価して、活用することについては、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今後も一貫した行政評価を原則としていただけますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、６つのリーディングプロジェクトをはじめ、今後は公共施設の更新、社会保障関連費、インフラ更新など、大きな財政需要が重なります。しかし、現在の素案からは、各プロジェクトの総事業費、市の実質負担、財源、実施時期、将来の維持管理費が見えません。詳細な設計額まで求めるものではありませんが、10年間の最上位計画として重点事業を掲げるのであれば、一定の前提条件に基づく財政規模や将来負担は、議会と市民が判断できる材料として必要であると私は考えます。公共施設更新やリーディングプロジェクト等を含む10年間の中長期財政見通しを示す考えはございますでしょうか。

増田議長　堀川財務部長。

堀川財務部長　財務部、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

第三次総合計画の計画期間である10年間の長期財政見通しにつきましては、例えば先ほどおっしゃられました公共施設の更新などでは、施設ごとの改修、更新時期、事業手法、国、県の財政支援、施設の統廃合や長寿命化の方針などにより、財源となります国等の補助金事業の要件や地方債の要件などにより、額が大きく変わることが想定されますので、計画策定時におきまして財源を確定し、中長期財政見通しをお示しすることは困難と考えております。

以上です。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今、財務部長からは、計画策定時に10年間の中長期見通しを示すことは困難との答弁がございました。私は10年先の財源を固定したり、将来の数字を正確に当てたりすることを求めているのではありません。第三次総合計画に重点政策を掲げる以上、現時点で見通せる範囲の財政負担や将来への影響を併せて示すことが、計画の実行可能性を担保し、議会や市民の判断材料になると考えております。計画では方向性を示し、財政面は、事業化の段階で判断

するという考え方で十分なのか。市長として、第三次総合計画と財政的な裏づけをどのように考えておられるのかお聞かせください。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　第三次総合計画は、本市が将来にわたり持続的に発展し、市民一人一人が心豊かに暮らし続けられるよう、未来を見据えた新たなまちづくりの指針として策定するものでございます。変化の激しい現代社会において10年先までの全ての政府の財源の見通しを示すことは、かえって、政府からの補助も含めまして、システム自身の変化も踏まえながら、あえて情勢の変化に合わせた柔軟な政策展開をすることが必要であると考えておるところでございます。そのため、総合計画におきましては、まず、本市が目指すべきまちづくりの指針を明確にお示しした上で、実際の事業化に当たっては、将来の財政負担を見極めながら、着実に施策を進めてまいる所存でございます。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　市長のお考えは分かりました。私も10年先の財源を固定して、政策の柔軟性を失わせるべきだとは考えていません。ただ、前提条件を置いた財政試算は、状況に応じて見直し、毎年更新をしていけば、柔軟性と両立できるものだと思っています。むしろ、市長がおっしゃる未来を見据えたまちづくりの指針だからこそ、将来の財政負担も同時に見据える必要があります。重点事業を掲げながら、財政面の実行可能性は事業化の段階で初めて判断するというだけでは、議会や市民が、計画全体の優先順位や持続可能性を判断しにくいという課題が残ります。少なくとも大規模事業や公共施設更新については、着手の判断をする段階で、事業費だけでなく、基金、地方債、将来の維持管理費なども含めた中期的な影響を分かる形で示していただきたいと思います。この点は、令和９年３月の第三次総合計画の議案審査でも、計画の実効性を判断する重要な論点として確認をさせていただきます。

ここまで、第三次総合計画について伺ってまいりました。今回の基本理念には、誰もが安心して住み続けられるまちという言葉が入っています。私は、令和６年３月議会でも、人口減少時代に見合ったまちづくりが必要であり、今現在住んでいる市民が、生涯ここに住み続けたい、そう思えるまちにしていただきたい、このように申し上げました。では、実際に住み続けられるとはどういうことか。高齢になり、車を運転できなくなっても買物に行ける、病院に行ける、人に会いに行ける、そうした移動が確保されていることが大きな条件の１つだと考えています。そこで、第２問、人口減少、高齢化社会に対応した持続可能な移動政策について伺わせてください。

現在の葛城市地域公共交通計画は、令和４年度から令和８年度までの５年間で、目標１には、自動車に頼らなくても、安全で安心して通院や買物に利用できる公共交通と掲げています。今年度が最終年度で、第２期葛城市地域公共交通計画の策定も進められています。この５年間を振り返り、この目標をどの程度達成できたと評価しておられるのか聞かせてください。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

現行の葛城市地域公共交通計画に基づき、目標１である自動車に頼らなくても、安全で安心して通院や買物に利用できる公共交通に取り組んでまいりました。その結果、計画において設定しております目標値につきましても、おおむね達成している状況でございます。ただし、一部の路線や予約型乗合タクシーについては低調な部分があり、全てにおいて目標を十分に達成できているとは言いきれないと考えております。この点につきましては、限られた財源でいかに最大限の効果を生み出すか、今後の利用状況なども勘案しながら検討していく必要があると考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁で、目標値をおおむね達成していることは評価いたしたいと思います。ただ、一部に十分達成できていない部分があるのであれば、次の計画では、そこをしっかり見る必要があります。限られた財源で最大限の効果を生み出すためにも、どこで誰が何に困っているのかをできるだけ明らかにして、次の施策につなげていただきたいと思います。高齢者の中にも、自分で運転できる方、家族に送迎してもらえる方、公共交通を利用できる方、バス停まで歩くことが難しい方など、様々です。葛城市内で買物や通院など、日常生活の移動に困っておられる方が、どの地域に何人程度おられるのか、市は把握しているのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　現在、策定中の第２期葛城市地域公共交通計画でのアンケート調査を通じて、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。ただし、アンケート調査につきましては、無作為抽出にて2,000人を対象としており、買物、通院など日常生活の移動に困っている全ての市民を地域別に把握することは、非常に難しいと考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　私は、一人一人の名前まで把握してくださいと言っているのではありません。例えば、地域別、年代別に買物に困る、通院に困る、家族送迎がなければ移動できない、こういった割合が分かれば、政策は考えられます。アンケートだけでなく、人口構成など既存データも組み合わせて、移動に困っている方の規模を推計し、第２期計画の基礎資料として示していただけませんでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　現行の葛城市地域公共交通計画におきましては、250メーターメッシュ別の人口特性という点について、総人口と高齢化率を出しており、次期計画案におきましても、アンケート結果だけではなくて、このようなデータも組み合わせて推測する予定となっております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁は、私が求める方向性とおおむね一致しております。全ての市民を一人一人把握することは現実的ではありません。しかし、250メートルメッシュの人口や高齢化率とアンケート結果を組み合わせれば、どの地域で移動の問題が大きいのか、一定の傾向が見えてくると思います。大切なのは、データをつくること自体ではなく、その結果をこの地域には今のバスが合う、ここには別の支援が必要だという具体的な政策につなげることだと私は考えています。第２期計画では、ぜひそのようにデータを活用していただきたいとお願いして

おきます。

さて、葛城市では、公共交通の運賃無償化を継続しています。無償化自体を否定するものではありませんが、利用者数だけでなく、免許返納、高齢者の外出、買物、通院の困り事、地域経済への効果など、投入している財源に対して、どのような政策効果があったと分析されているんでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　利用者増以外の政策効果といたしましては、第１に高齢者の社会参加の促進や買物などに出かけることでの健康の増進につながると考えております。運賃無償化の実施により、高齢者の外出に対する経済的なハードルが大きく下がります。これにより、日々の買物や通院、あるいは友人との交流など、外出の機会そのものが増加いたします。結果として、引きこもりの防止や社会的な孤立を防ぎ、健康維持やフレイル予防につながるものと考えております。

第２に、運転免許証の自主返納を後押しするセーフティーネットの確保でございます。近年、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となる中、安全なまちづくりの観点から、運転免許証の返納を促進することは急務でございます。しかし、返納した後の移動手段がないという不安が、返納の大きな障壁となっております。バスの無償化は、返納しても安心して暮らせるまちというメッセージとなり、市民の皆様の安全・安心な暮らしを支える基盤となっております。

第３に、地域経済への波及効果と行政コストの削減であります。移動コストがゼロになることで、市民の皆様が市内の商業施設や病院、公共施設へ足を運びやすくなり、結果として、地域内の回遊性や消費活動の活性化につながるものと期待しております。費用対効果の評価に当たっては、公共交通無償化補助金の額と運賃収入の差額といった表面的な収支だけでなく、市民の皆様の外出増による生活の質の向上、さらには、中長期的な医療費や介護給付費の抑制といった波及的効果、総合的な市民福祉の向上という観点を踏まえ、一定の効果があるものと分析しております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今いただいたご答弁は、無償化によって期待される効果の説明が中心であったと思います。ただ、効果があると考えることと、実際に効果をはかることは別です。税金を使う政策ですから、無料だからよい、利用者が増えたからよいだけではなく、何のために無料にしたのか、その目的がどれだけ達成できたのかまで確認する必要があります。第２期計画では、無償化の継続や見直しを判断できるよう、外出、免許返納、買物、通院、費用など、はかれる範囲で実績を検証する考えはお持ちでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　基本的には利用者の増加という指標になるのではないかと考えておりますが、その他の指標となるようなものにつきましては、他市町村の事例も踏まえながら、今後研究してまいりたいと考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁を聞きますと、現時点では数字として確認している効果は、基本的には利用者数の増加であると。一方で社会参加や健康増進、免許返納、地域経済、医療費や介護給付費への効果については、少なくとも現時点では実測した指標として示されていないということだと受け止めました。私は無償化そのものに反対しているわけではありません。むしろ、長く続けている政策だからこそ、市民に無料にしたことで、実際はこういう効果がありましたと説明できるようにしていただきたいんです。はかれるものは少しずつでもはかる。はかることが難しいものは期待している効果と、実際に確認できた効果を分けて説明する。次期計画では、そうした行政評価の視点をぜひ取り入れていただきたいと思います。

次に、予約型乗合タクシーについて伺います。予約を希望したが、利用できなかった件数や、希望する時間に利用できなかった件数など、乗りたかったが、乗れなかった需要、これは把握しているのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　こちらにつきましても、現在策定中の第２期葛城市地域公共交通計画でのアンケート調査結果を通じて、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。ただし、アンケートにつきましては、先ほども申し上げました無作為抽出にて2,000人を対象としております。全ての市民に対して把握することは非常に難しいと考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁は、アンケートによるニーズ把握についてでございましたが、私が確認したかったのは、実際の予約受付の中で、希望する時間に利用できなかったといった件数なんです。今回の答弁では、その把握状況までは確認ができませんでした。利用できた件数だけでなく、利用したかったのに利用できなかった件数を記録すれば、増便や仕組みの見直しが必要かを判断する材料になります。今後、運行事業者とも連携し、可能な範囲で記録、分析していただきたいと思います。

さて、人口減少と運転士不足が進む中、現在と同じ交通体系をそのまま10年間維持できるとは限りません。バスをどう残すかではなく、市民の移動をどう確保するかから考える必要があると思います。第２期地域公共交通計画では、定時路線、予約型交通、タクシー支援、地域輸送など、様々な手段を地域ごとのニーズとコストで比較し、葛城市に合った交通体系を再設計する考えはございますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　この点につきましては、現在住民アンケートや利用者アンケートを実施しておりますので、この結果も踏まえて、他町村での事例などや財政バランス、また、費用対効果も検証しながら、葛城市にとってよりよい交通体系となるようにしていきたいと考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　ぜひその方向でお願いしたいと思います。地域によっては、今のバスが一番合うところもあれば、予約型やタクシー支援のほうが合うところもあると思います。同じ市内でも条件は違います。交通手段そのものを守るのではなく、市民の移動を守るという視点で、地域特性に応じた複数の手段を組み合わせるという考え方を第２期計画に明確にしていただきたいと

思います。公共交通は、病院、買物先、鉄道駅など、市民が実際に必要とする目的地まで移動できなければ意味がありません。第２期計画では、どこからどこへ行きたいかという生活動線を踏まえ、目的地まで無理なく到達できているかという視点で交通を分析、評価する考えはありますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　市民の皆様が日常生活を送る上で、医療機関や商業施設、駅などへの輸送手段の確保やアクセスは非常に重要であると認識しております。策定に当たりまして、利用者アンケートを実施しており、目的地までスムーズに到達できたかなどの項目も設定をしております。この結果を活用し、分析、評価の視点として研究してまいりたいと考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　利用者アンケートに、目的地までスムーズに到達できたかという項目を設けていることは評価したいと思います。公共交通の目的は、バスが走っていることではなく、必要な場所に行けることです。アンケート結果を研究で終わらせず、次期計画の路線や交通手段の見直しに具体的につなげていただきたいと思います。第三次総合計画素案では、交通分野の指標に公共バスの年間利用者数が示されています。利用者数は重要ですが、それだけでは本当に困っている方の移動問題が解決したかは分かりません。今後は、日常生活の移動に困っている市民の割合、買物や通院に必要な移動ができている割合など、市民生活の変化をはかる成果指標、いわゆるアウトカムＫＰＩというものが必要であると考えます。第２期地域公共交通計画と第三次総合計画にこうした指標を採用する考えはございますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　ご指摘のようなアウトカムに結びつくＫＰＩの導入につきましては、指標としては採用すべきであると考えております。ただし、ＫＰＩにつきましては、年度ごとに数値として出せるものでないと、評価や経年比較が難しいという点もございますので、他市の事例なども参考にしながら調査研究してまいりたいと考えます。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　今のご答弁で、成果に結びつく指標は採用すべきだという方向性は共有できたと思います。毎年測れる予約成立率のような数字と、数字ごとのアンケートで確認する移動に困る人の割合のような数字を使い分ける方法もあります。何人乗ったかだけでなく、移動に困る人が減ったか、必要な移動ができるようになったかを確認できる指標を、第三次総合計画と第２期計画で連動して具体化していただきたいと思います。

　さて、高齢者の移動は交通だけでなく、医療、買物、介護予防、健康、孤立、地域経済にも関係いたします。第２期地域公共交通計画を単なるバス事業の計画ではなく、高齢者福祉や健康、商業、都市政策と連携した移動政策として策定し、庁内横断で検討する考えはございますでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　公共交通は単なる移動手段にとどまらず、福祉や健康、まちづくりとも密接に関連する重要な基盤であると認識をしております。これまでも葛城市地域公共交通活性化協議会

におきましては、都市整備部長や保健福祉部長が協議会委員に入っているように、庁内横断的な体制に取り組んでまいりましたが、今後は更なる庁内横断的な体制で総合的な医療政策の検討を進めていきたいと考えております。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　ぜひその方向で進めていただきたいと思います。連携していますで終わるのではなく、交通の利用実績と福祉の外出、孤立、健康の介護予防など、一緒に見ながら、政策効果を評価できる体制にしていただきたいと思います。ここまでの企画部長の答弁で、現行計画は目標値をおおむね達成している一方、一部には十分達成できていない部分があること、成果に結びつくＫＰＩは採用すべきと考えていること、そして、今後更に庁内横断で総合的な移動政策を検討することが確認できました。

最後に、市長に伺います。第三次総合計画の基本理念にある、誰もが安心して住み続けられるまち、これを実現するには、高齢になり、車を運転できなくなっても、買物や通院、社会参加ができることが必要です。12月に報告される素案、その後の審議やパブリックコメントを経て、３月議会に上程される第三次総合計画、そして、現在策定中の第２期葛城市地域公共交通計画において、高齢者をはじめ、車を運転できない市民の移動の確保を、今後10年間の重要政策の１つとして明確に位置づける考えはございますでしょうか。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　車を運転できなくなっても住み慣れた葛城市で安心して住み続けられる環境づくりは、移動政策における重要な課題であると認識をしております。第三次総合計画におきましては、施策目標の３－４、暮らしやすく住みたいまちの実現を図りますの中で、具体的取組として、誰もが移動しやすい交通環境の整備、リーディングプロジェクト３におきまして、プロジェクト実施の方向性として、暮らしを支える地域公共交通の確保を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田議長　梨本議員。

梨本議員　市長から答弁をいただきましたが、リーディングプロジェクトもこれがばんと前面にあるのではなくて、部分的に組み込まれているという現在の状況であると思います。私はそうではなくて、これに具体的な指標とともに反映していくということが、今後の葛城市の移動政策、これをしっかりと市民に示す、その方向性を示すいい機会ではないかと考えておりますので、前向きにご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

結びに、私は、令和６年３月議会でも人口が増えていることだけで、まちの住みやすさが決まるものではないと申し上げてきました。人口減少時代であっても、今現在住んでいる市民が、高齢になっても、車を運転できなくなっても、安心して生活ができ、生涯ここに住み続けたい、そう思える葛城市にすることが大切だと考えています。第三次総合計画と第２期葛城市地域公共交通計画が、そのための具体的な道筋を示す計画になることを大いに期待しております。本日いただいた答弁は、12月の素案報告、そして、令和９年３月の議案審査で、どのように反映されたのか、確認をさせていただきます。

以上で私の一般質問は終わります。丁寧にご答弁いただきありがとうございました。

増田議長　梨本洪珪議員の発言を終結いたします。

次に、４番、速水一生議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

４番、速水一生議員。

速水議員　皆様、こんにちは。日本維新の会、速水一生です。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、令和８年熊本地震により犠牲になられた方に対して、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私からは、来るべき地震災害への対策についてです。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

増田議長　速水議員。

速水議員　それでは、よろしくお願いいたします。

このたび、私は、令和８年熊本地震の震源地に近い八代市災害ボランティアセンターに届出をし、センターを通じてボランティアを行ってまいりました。私が実際体験し、そして、ボランティア先でお話を聞き、地域の方々の要望で一緒に被害を見て回り、感じてまいりましたこと、八代市、小野泰輔市長にお聞かせいただいたお話、新たに浮き彫りになった問題点を踏まえ、この葛城市に生かすべく質問をさせていただきます。

では、まず最初に、平成23年の東日本大震災の教訓から制度化された、大規模災害時に国が被災自治体からの要請を待たずに、必要と見込まれる物資を自ら調達して、被災地へ緊急輸送するプッシュ型支援についてです。平成28年熊本地震においても、令和６年能登半島地震においても、プッシュ型支援において、新たに被災地外から送られてきた支援物資が自治体の集積拠点や避難所まで届いたものの、道路の寸断や人手不足により、個々の避難所や在宅避難者への手元へ行き渡らなくなる物流の目詰まり現象、ラストワンマイル問題が上がりました。当然のことながら、平成28年に実体験している熊本県だからこそ、熊本県益城町など、11か所に備蓄拠点を設けるなど、体制を強化してこられました。しかしながら、今回の令和８年熊本地震においても、ラストワンマイル問題が起こり、各自治体によって大きくラストワンマイル問題に差が出ていたと感じます。報道発表されておられますが、人口約５万5,000人の熊本県宇城市の物資集積拠点であるウイングまつばせメインアリーナ、約バスケットボールコート４面分では、プッシュ型支援で次々に入ってくる物資に置くスペースが足りず、地震発生から５日目の８月２日には受入れをストップとあります。これに対して、人口約11万7,000人の熊本県第２の八代市では、八代トヨオカ地建アリーナ体育館、約バスケットボールコート２面分の物資集積拠点ですが、八代市の８月20日の公式発表、本市では、幹線道路の復旧により物流が回復し、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア等が営業を再開しており、市内での物資の調達が一定程度可能な状況となっております。また、現在、支援物資の受入れに必要な人員や施設を確保して対応しておりますが、これらの体制を見直し、拠点の整理、搬出等に係る負担を軽減するとともに、支援物資の受入れに充てていた人員等を被災者支援をはじめとする必要な業務へ振り分けることが、より

迅速な復旧、復興につながると判断したところです。このため、企業や一般の方からの支援物資の受入れは停止し、市において必要な物資を直接調達することといたします。これまでいただいた温かいお気持ちに改めて深く感謝申し上げます。引き続き被災者の生活再建に向けて、皆様のお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたしますとあります。多くの自治体でラストワンマイル問題が上がる中、つい先日の８月20日まで受入れを行っていたということなのです。しかも、受入終了の理由が目詰まりではなく、市が直接調達し、回すまで状況が行き届いたからです。このラストワンマイル問題解決の糸口として、各報道機関でもニュースになっております。

では、この八代市はどういった事前の対策をしていたのかというと、2023年３月27日に八代市とヤマト運輸株式会社との包括連携に関する協定を終結しております。これにより、ＳＤＧｓの達成や、地域活性化、安全で安心な社会の形成を図ることを目的として行われたもので、この協定により、地域や暮らしの安全・安心及び災害対策に関することや、高齢者や障がい者の支援に関することなど６項目について、共同での取組が進められるということなのです。これにより、今回の地震で実際の現場で起きていたことが、読売新聞や朝日新聞でも大きく取り上げられております。被災地の支援物資、ヤマト運輸が仕分け、我々が担えば、市職員は行政サービスに専念できる、これは読売新聞さんです。物資支援にヤマトのノウハウ、ラストワンマイルに私たちの強みを、これが朝日新聞です。記事の一文を読ませていただきます。熊本県八代市の八代トヨオカ地建アリーナ、全国からの物資を一旦集め、市の避難者へと届ける拠点だ。バスケットボールコート２面分の体育館に飲料水やパン、カップ麺、衛生用品などの段ボール箱が種類ごとに分けられて、ずらりと並ぶ。幅３メートルほどの広い通路をパレットを乗せた手押しリフトが行き交っていた。介護施設から訪れた職員が「Ｍサイズのおむつはありますか」と尋ねると、宅配大手ヤマト運輸の社員が案内に出てきた。胸には八代市物資班の文字。職員とともに段ボールの山に向かい、一、二分でおむつを見つけて台車で運び出した。品目や数を応援の自治体職員がパソコンで在庫管理のデータベースに入力するとあります。自社のノウハウを生かした支援物資拠点の管理を提案。発災直後は各地から集まる物資が整理されず、運び込まれ、探すのに苦労していたものを、種類ごとに置き、場所を分け、パレットに乗せて運びやすくしたと。この結果こそが、もう全て物語っているのではないでしょうか。地域の実情や状況の差もあるかと思いますが、片や人口半分で物資集積拠点の広さは倍が５日で目詰まり。片や人口倍で物資集積拠点の広さが半分で目詰まりが少ない。これは物資集積拠点の広さや数ではなく、プロフェッショナルによるノウハウや運用方法こそが重要なのではないでしょうか。

ここで市長にお尋ねします。物資集積拠点を準備する。熊本県もやってきました。私もこの結果を見るまでは、適切な今後の対応だと思っていましたが、この目で見て少し考えが変わりました。改めてこの結果をどう感じられますでしょうか。今のお気持ちをお尋ねします。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　災害時において、被災された方々へ必要な物資を迅速かつ確実に届けるためには、物資そのものを確保するだけではなく、物資を受けるためのハードやソフト、仕分し、必要な場所

へ配送するまでの物流体制を平時から整えておくことが重要であると認識をしております。熊本地震においては、物資が集積拠点まで届いた後の仕分や配送、いわゆるラストワンマイルの部分での課題が生じております。物流事業者が有する専門的な知識や経験を活用することは、大変有効であると考えております。本市におきましては、物資集積拠点の運営の協力や、物資集積拠点から避難所までの物資輸送等を円滑に行うため、現在、近畿福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社と災害応援協定を締結しておるところでございます。

以上でございます。

増田議長　速水議員。

速水議員　協定済みとのことで、少しだけ安心いたしました。しかし、八代市の場合は１社との包括連携協定ですので、混同せず、ノウハウが確立できましたが、各社で、当然、同業者ですので、企業秘密も当然あるかと思います。それをどう分担、連携していくのは気になるところではございますが、一般質問では時間に限りがございますので、後ほど出てくる災害廃棄物処理計画策定の義務化と併せて、総務建設常任委員会で確認させていただければと存じます。

では、改めて、担当課にお聞きします。これも八代市の見た現状と新聞記事からなのですが、市から委託を受けたヤマト運輸の従業員など55人体制でとあるわけです。葛城市と近畿福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社の３社との協定をされているとのことですが、実際に災害が起きたとき、どれだけの機材、人員が来ていただけるのかお尋ねします。

増田議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　総務部の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

協定書では、可能な限り協力するものとすると規定をしております。機材や人員の派遣についても、協定事業者の事業継続や、他の地域の災害対応状況等を踏まえまして、その時々の状況に応じて最大限の支援をいただくこととしております。災害時には物資輸送や人員搬送など、運送会社の機能が極めて重要になると同時に、協定事業者が事業を継続できなければ、その後の復興段階でも地域経済に大きな支障が生じます。協定では、協定事業者の事業継続を前提としながら、その時々の状況に応じて最大限の支援をいただくという、柔軟な枠組みを採用しております。

増田議長　速水議員。

速水議員　可能な限りということで、今回の八代市を例に、連日これだけの人員が来ていただけるとなると、当然それなりの予算がかかると思います。すなわちプロフェッショナルマンパワーを先に重要視すべきで予算を予想し、組むべきではないでしょうか。人口11万7,000人の八代市が、物資集積拠点のバスケットボールコート２面の広さで比較的良好な結果が出たわけです。今回の結果から、物資集積拠点ありきからの次を考えるのではなく、まず、協定で機材や人員の確保、プロフェッショナルの方々からの搬出・搬入経路や内部構造の管理方法、周辺の道路事情など、いろいろな意見や準備ができてから、それに合わせて物資集積拠点を判断すべきだと提言いたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、これも私が熊本県八代市のボランティアで実体験したものです。

まず、平成28年熊本地震での住宅被害件数が約19万8,000棟、今回の令和８年熊本地震では、８月22日の時点で３万7,000棟です。防災意識と耐震・免震対策などが進んだ結果だと思います。しかしながら、倒壊した多くが神社仏閣などの古い建築物に多く、特に文化財の被害が甚大で、倒壊後も手つかずのまま、建物の中に仏像や書簡など、多く取り残されている状態です。八代市役所横の八代城跡の本丸石垣も複数か所で大規模崩落し、これ松に浜と軒と書いて、これ松浜軒（しょうひんけん）と読むのですが、これは八代市の小野市長の会見の字幕で買物のときに使う何か商品券と表示されていましたので、ＡＩに任せるとそうなるみたいなので、付け加えさせていただきます。その松浜軒では蔵と茶室が倒壊、八代神社では鐘楼が全壊、絵馬堂が倒壊、境内には70センチもの隆起も確認、ほかにも武家屋敷など、地域の人たちの要望で、一緒に被害を目で見てきました。そして、文化財復旧概算額は、主立ったものだけで400億強を上回る見込みだと八代市、小野市長はおっしゃりました。ここで町や文化財の復旧スピードにも、最初の支援やボランティア活動にも大きく影響することですが、倒壊した建物、崩れたブロック塀、隆起、陥没した道路、破損した水道、屋内で倒れて破損した家具など、当然道路を塞いでしまったり、通りにくなったりします。家の中もぐちゃぐちゃになるかと思います。多くの災害廃棄物、今後は災害ごみと発言させていただきますが、当然出てきます。ごく当たり前の話ですが、先に片づけないと物事は進みません。家の中を片づけないと避難生活が続きます。また、撤去しなければ道も通れず、迂回するしかありません。復旧させなければ、渋滞も起きます。先ほど申したラストワンマイル問題にも関連しますが、物資のお届けにも大きな遅れが生じます。では、片づけるにしても、今回私はボランティアセンターでマッチングされた11人の方のチームの１人として、崩れたブロック塀の撤去を行いました。しかしながら、道路問題もあり、重機や大型トラックは入れず、人力による撤去で、軽トラックでの輸送になりました。ここで思い知らされたんです。11人もいますから、軽トラック最大積載量、これ350キロですかね、に積載限界の災害ごみを積み込むには10分もかからないわけです。ですが、しかし、この10分から15分の距離にある災害ごみ仮置場に出発した軽トラックが、２時間帰ってこなかったんです。トラック組に電話確認しましたら、災害ごみ置場、仮置場で待ち車両が見えないぐらい並んでいると。その間、現場組は当然、次の積込みしやすい位置に災害ごみを積み上げるしかできておりません。集まったボランティアさんも、当然待つしかできませんでした。急遽、ボランティアセンターに空いているトラックを回してほしいと、サブリーダーだった私が確認しまして、新たに２台、手配していただきました。その２台も積み込んで出発しても、やはり一、二時間戻ってきません。本来この人員だと数時間で終わる作業が、全て撤去するのに本当に時間がかかりました。当然災害ごみ仮置場周辺は大渋滞です。そういう現状です。当然報道でもニュースになっておりました。ピーク時には200台の列、４時間から５時間待ち、復旧にブレーキといった見出しで出ておりました。

最初に用意されていた災害ごみ仮置場は、八代市水処理センター内一部、大体約1.3ヘクタールの大きさで週１回搬出する。当然すぐ大行列でパンクしまして、新たに８月10日から

八代市鏡支所、これは広さ公表されておりませんので、地図で確認しましても、さほど大きなところではございませんでした。これは週２回の搬出を準備するもので、しかしながら、改善は見込めませんでした。そして、８月29日から八代市北新地グラウンド、12ヘクタール、これはかなり大きいです、を週１の搬出の場所を後手後手で用意する対応となっております。しかし、問題は広さや数だけではなく、そこに運ばれる災害ごみを分別する作業や、積上げ作業といった重機の数や取り扱う専門職、作業員の数が足りていないことも大きな要因の１つであります。片づける際に、災害ごみをどう素早く撤去するか、これがラストワンマイル問題についても、一日でも早く家に帰れる、避難生活の改善にも、ボランティアさんが活躍していただける環境にも、そして、その後の復旧速度にも大きく影響することだと思います。

改めてお聞きします。葛城市は、災害ごみ仮置場は、どこにどれだけ、どの広さで、どれだけの重機や人員を準備されておられますでしょうか。詳細にお聞かせください。

増田議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　市民生活部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

災害廃棄物対策におきましては、仮置場の確保から重機や人員といった体制の整備に至るまで、市民の皆様の生活環境を守る上で極めて重要な要素であると深く認識しております。いかなる災害の規模の様態であっても、その都度、流動的に融通を利かせ、臨機応変に対応できる体制を取ることを基本方針としております。仮置場につきましては、被害状況や道路の寸断などにより必要数が刻々と変化するため、あらかじめ特定の場所を明示するのではなく、状況に応じて迅速に適地を選定できるよう、選定基準や考え方を整えておくこととしております。

また、重機や人員の必要数も、災害の規模や被害態様によって大きく変動いたします。このため、平時から一律の数値を設定するのではなく、発災時にどのような機能や役割が必要となるかをあらかじめ把握した上で、関係団体等との応援協定によるバックアップ体制を整えておくことが大切であると考えております。具体的な数字が示されないご懸念もあるかと存じますが、いかなる災害時にも臨機応変に対応できる柔軟な仕組みこそが、結果として市民の安心・安全につながると考えております。周辺環境への配慮を大切にしつつ、実効性のある対策に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

増田議長　速水議員。

速水議員　そういう臨機応変に対応と言いますけれども、今回そういった対応こそが、後手後手に回ったのではないでしょうか。災害ごみ仮置場に関する計画や関連の予算は、すいません、見たことありません。はっきり言います。当然な綿密な計画や予算はまだですよね。では、今回問題が明るみなったわけです。片づけなければ前に進まない。これも早急に準備、対応するべきことではないでしょうか。

増田議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　令和８年６月19日に公布されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第43号）におきましても、災害廃棄物処理計画の策定は、各自治体に対し義務化されたところでございます。本市におきましても、予算化はしておりま

せんが、国が示しています災害廃棄物対策指針、災害廃棄物対策指針技術資料に基づきまして、奈良県や他市の事例を参考に、本市計画策定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

増田議長　速水議員。

速水議員　地震はいつ来るか分かりません。ぜひとも、次の第４回定例会の総務建設常任委員会までに案が上がってくることを要望いたします。

続きまして、農業用水に関することです。八代市も宇城市も氷川町も農業が盛んで、広い農地を移動の際に見てきました。葛城市も多くの農地があります。これもまた、各報道で取り上げられておられましたし、私もこの目で見てきたのですが、生活用水は足りているとは言いませんが、ある程度対策が行われており、八代市においては、多くの飲料水がホームセンターやコンビニで並び、各避難所にも支援が回っていたかと思います。しかしながら、今回提起するのは、ほとんどの田原が干からびて、ひび割れていたということです。地震で多くの農業用水を送るパイプラインが破損し、水が引けなくなっておりました。池や川には水があるんです。井戸を利用している田畑でも、地殻が変わったからなのか、ほとんどの井戸が使えなくなっておりました。ここでお尋ねします。葛城市の農業用水に対する地震対策はどうなっておりますでしょうか。

増田議長　植田産業観光部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

葛城市内の農業用水に対する地震対策についてでございます。

まず、葛城市においても農業用水として活用しております吉野川分水につきまして、維持管理を行っている大和平野土地改良区に問合せを行ったところ、耐用年数に応じて井堰等、施設の機能診断などを行い、必要に応じて工事を実施するとともに、地震発生時には迅速に被害状況の確認、復旧ができる体制を取っていると回答を得ております。

次に、市内の農業用水を供給する手段として重要な役割を担っているため池についてでございます。

旧町時代の平成元年度から国の補助事業を活用しながら順次対策整備を進めているところでございますが、農林水産省が平成24年３月に策定した土地改良長期計画においての目標、土地改良施設の耐震強化に基づき、平成25年度より耐震性調査を開始しております。また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が令和２年10月１日に施行され、これらの法律などに基づき、防災工事についても順次進めているところでございます。これらの計画などに基づいた市内110か所の防災重点農業用ため池につきましては、ため池劣化状況調査を令和４年度から５か年で実施する予定となっておりまして、令和７年度末で86か所のため池の調査が完了しております。調査結果につきましては、いずれのため池につきましても、漏水や大きな変状はなく、引き続き日常点検により経過観察をするものとなっており、令和８年度に残りのため池全てを実施する予定でございます。また、耐震性調査や必要に応じた耐震工事も実施しており、令和７年度末までに33か所につきまして、耐震

性能を有している、または耐震整備を完了しているところでございます。今後も国の補助金を活用しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

増田議長　速水議員。

速水議員　しっかりと国と県と連携し、農作物被害を少しでも減少できるよう努めていただきたく存じます。

続きまして、今回の総務建設常任委員会の視察研修からです。今回、愛知県美浜町運動公園を視察研修したとおり、私たちの質問に資料も必要とせず、即答で的確に明確なお答えをされる担当者がいらっしゃいました。全て綿密に計算、計画され、そして全てを理解し、頭の中に入っている。私が総務建設常任委員会で質問した同じ質問を、物資集積拠点には毎日どれぐらいの支援物資が来るのでしょうかという同じ質問を聞きましたところ、本市においては、なかなかいいご回答というのはなかったんですけれども、しかし、この担当者からはプッシュ型支援なので、その日の現場の状況により逐次連絡を取り、必要量をこちらから県に送ることで、次の支援物資量を決定しますと即答していただいたんですよ、その場で。また、陸路が使えない場合を想定して、ＵＨ１Ｊ型のヘリが２機同時に離着陸できるヘリポートを用意しており、１枚羽のタイプの輸送ヘリの輸送量は小型トラック１台分で、２枚羽のＣＨ47Ｊ型の大型機も離着できるヘリポートも別途計算しており、大型トラック４台分の輸送量も計算し、その場合の輸送経路なども対応しておりますと、ヘリの種類や離陸方法や輸送時間まで計算し、的確な指示とご返答がなされました。他の議員の皆様方の質問に対しても、即答で明確なお声をいただいており、皆さん、痛感されたんではないかと存じます。そして、この人、葛城市に欲しいって。中でも、クーラーがある体育館の運用方法で、クーラーが使え、床が水に強く、カーテンで光を遮断できる、外部からのプライバシーも守りやすく、２階に観客席があることから、災害でお亡くなりになられた方の安置所として、そして、衛生面を考慮して、２階から身元も確認を行えるようにしていますと説明を受けたときには、ここまで配慮して計画をしているこそが、当たり前ではないかと感じたものです。この方はというと、防災マネージャー制度で、地方公共団体が採用している防災マネージャーさんでした。防災行政や災害派遣の豊富な実務経験を持つ人材、退職自衛官などを公共地方団体が、防災監や危機管理監等の専門職員として採用配置する内閣府の証明制度です。また、自治体が配置した際の人件費には特別交付措置が講じられる、いわゆるプロフェッショナルな方です。先ほどのラストワンマイル問題におきましても、プロフェッショナルな必要性は訴えさせていただきましたが、地域防災計画を見直す上で、プロフェッショナルな方は必要ではないでしょうか。ここでお尋ねします。葛城市でも、防災マネージャー制度で防災マネージャーを採用いたしませんか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

地域防災マネージャーにつきましては、自衛隊から制度の案内を受け、担当において情報収集を行っているところでございます。専門人材の配置は、単なる人員の採用ではなく、既存組織との役割分担、指揮命令系統、職位及び権限など、防災体制全体を踏まえて判断すべ

き事項でございます。採用に当たりましては、現状の防災体制やその課題を踏まえ、その必要性や組織上の位置づけを見極める必要があると考えております。

増田議長　速水議員。

速水議員　プロフェッショナルなできる人には権限与えたらいいじゃないですか。ぜひ前向きに検討をお願い申し上げます。

では最後に、市長にお尋ねします。来るべき地震災害に対するラストワンマイル問題、災害ごみ仮置場問題、農作物を被害を減らす対応、プロフェッショナルな人員の必要性、どれも令和８年熊本地震で実際に起こった問題です。そして、この問題を今後改善することが必要だと考えます。総括といいますか、今のお考えをお聞かせください。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　地震災害の対応は、市民の生命と財産を守る最重要課題であり、ご指摘の各課題は、実際の災害対応から得られた貴重な教訓と認識をしております。ラストワンマイルの課題につきましては、物資の受入れ、仕分、配送までの一連の流れをあらかじめ整理し、関係機関や物流事業者との連携体制を構築してまいります。これらの課題解決には、まず、物資を収容し、機能させるための拠点がなければ物資は現場に届きません。そのためにも、物資集積拠点を整備することが必要であると考えております。

また、現在、被災者支援システムの導入を進めており、罹災証明書の迅速発行や支援金交付の一元管理により、被災者への情報提供と支援の効率化を図ってまいります。

災害ごみ仮置場の課題は、現在、災害廃棄物処理計画の早期策定に注力しております。複数の適地確保と分別基準の明確化により、被災者の負担軽減を目指してまいります。

農作物の被害を減らす対応につきましては、農業水利施設の機能強化、また、ため池の耐震化を継続し、被害の予防と最小化に努めてまいります。

プロフェッショナル人材の必要性は地域防災マネージャー導入の検討も含め、現在の防災体制やその課題を踏まえ、その必要性や組織上の位置づけを見極める必要があると考えております。

今回の熊本地震につきましては、従前のある地震のタイミング、時期とは非常に変わった時期でございました。夏の期間、夏季という非常に酷暑の中での被災であったということが、大きな特徴であるなと感じております。今現在、市の職員も現場に派遣をしているところでございます。議員が現地でボランティア活動されたことには敬意を表しますし、また、ご提案いただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思いますとともに、今現在、派遣しております職員や、更にいろいろな分析、情報収集をし、分析をしながら、何が葛城市にとって更に必要なのかということは、検証を重ねて準備を積み重ねていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

増田議長　速水議員。

速水議員　令和８年熊本地震の教訓を基に、そして最新のデータを参考に、最新の対策で地域防災計画をいま一度見直すことを提案いたします。

以上をもちまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

増田議長　速水一生議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後１時から会議を再開いたします。

休　憩　午前１１時２９分

再　開　午後　１時００分

杉本副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、13番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、藤井本浩議員。

藤井本議員　それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を行いたいと思います。今回の質問については３点でございます。３点のうち２点は、過去にもさせていただいたものがございます。３点のうち１点が新しく今回させていただくということになります。

まず１点目、葛城市内の点字ブロック、点字ブロックの道路が進んでいるとは言えない。そのことを令和７年３月に一般質問をさせていただいております。それ以降の進捗どうなったかというふうなところ、また、そこから今後どうやっていくかというふうなところをお尋ねしていきたいというふうに思います。

２番目ですけども、国旗掲揚に関する葛城市の規定についてということで題名をさせていただきました。これにつきましても本年３月、いわゆる半年前に一般質問をさせていただいております。これも同時に進捗についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

３つ目ですけども、山麓公園墓地の利用状況についてというふうに通告をさせていただいています。今までから利用区画が減少していっているという状況にあります。その状況、減少している状況がどのようなものか、それに対して今後どのようにしていかなければならないか。霊苑というものについては、葛城市のみならず、全国的にいろいろ形というものが変わってきておりますので、そういうことを踏まえて質問をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

後は質問席で行います。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　それでは、通告１つ目、点字ブロックの設置の進捗についてということでお尋ねをさせていただきます。

まず、令和７年３月に一般質問をしていますので、ごく簡単にそのときを振り返っておきたいというふうに思います。あまり進んでいないと、積極的に進んでいるというふうには言えないというところからスタートいたしまして、奈良県のほうで、当時の部長がお答えになられましたけども、踏切改良促進法に基づいて、奈良県内で改良すべき踏切というのが13か所ある。13か所のうちの３か所は葛城市であるということでしたので、まず、そういった状況がどうなっているのか、それ以降どういう状況なのかということをお尋ねさせていただいて、保健福祉部長にもそのときお答えをいただいております。どのようなお答えであった

かというと、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができることが必要とされている中で、点字ブロックというものが、安全かつ快適な移動を支援するための設備としては必要なものであると考えているという、必要性ということについても保健福祉部長のほうからお答えをいただきました。このときにも言ったんですけど、駅、忍海駅、駅前のロータリーあるんですけども、あそこはロータリーになっているんですけど、そこが、点字ブロックがないということも指摘させていただきました。そういったことを令和７年３月ですから、ちょうど１年前か、１年前、させていただいている。この１年間でどう進んだかというところであります。

それでは、質問の１つ目に入ってまいりたいと思います。今申し上げたように踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切について奈良県で13か所のうち葛城が３か所、葛城市で３か所がそれに指定されていると。あまりいいことではなかったと思いますけども、その３か所について、その後どのようになったのかお答えください。

杉本副議長　倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長　都市整備部の倉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、点字ブロックのことでございます。点字ブロックの設置につきましては、近鉄尺土駅の東側の歩道、近鉄新庄駅周辺、ＪＲ新庄駅周辺には設置済みでございます。先ほど議員お述べの県からの通知によります重点の３か所の踏切につきましては、令和７年度には、奈良県のほうの事業としまして磐城駅の東側の踏切、市の事業といたしまして尺土駅の東西の踏切に点字ブロックの設置を終わっております。令和８年度におきましては、近鉄新庄駅の南側の踏切に点字ブロックの設置を予定しております。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　やらなければならないところはやりましたというふうにお答えをいただきました。昨年のこの質問したとき覚えているんですけども、点字ブロック全くないというんじゃないんですよね。既にやられているところはやられている、やられていないところが、なぜやられていないのかというような質問やったわけですけども、既に点字ブロックというものが、それを必要とする方のためにあるのであれば、それを地図に落としてください。それを市民の方にも知ってもらってくださいということをお願いしました。これはありがたく早速やっていただいて、その方からもお礼の言葉をいただきました。すぐにやっていただいて本当にありがとうございました。そういう姿勢というのは、私も思うし、市民の方、見られておりますので、何事についてもするんやったら、できるやつから早くやっていこうという姿勢でお願いしたいと思います。

次に、もうそのときも問題にしていましたけど、忍海駅なんですよね。この地域、合併前の話になるか分からないですけども、駅前のロータリーというところに力を入れてまいりました。今出た近鉄新庄駅、尺土駅も今やられていて、点字ブロックがつくられている。ＪＲ新庄駅、ここもすばらしく、点字ブロックは整備をされています。なぜか忍海駅、ロータリーあるんですけども、あそこは、やはり一番最初、工場誘致とかの関係もあって、当時の町が一番最初に忍海駅前整備というのをさせていただいた。点字ブロックとかいうその認識と

いうものは、昨今、最近、そういうのが必要だとなってきていますけども、当時にやっぱりそういう考え方、進め方というのがなかったのかなということで、１年前にもそれを訴えたところであります。ここはもう駅とバスと24号線と交わっていて、本当に逆に言うと、一番必要なところにないということで、ここは何とかしてくださいと。副市長の家も近いし、頼みますよということをお願いをしております。検討していくというお答えをいただいておりましたけども、私は今回質問させてもらうのは、一番、この分野での一番はここですわ。やっぱり駅前というのは、その町の顔じゃないですか。駅のことについては、私、ほかのこともいろいろ言ってきたけど、やっぱり顔をちゃんとしとかないと駄目やというところで、忍海駅前、ぜひともつけていただくということをお願いして、その後どうなったか、答弁を求めたいと思います。

杉本副議長　倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長　市といたしましては、点字ブロックの重要性を認識しておりまして、国土交通省が定める移動経路に関するガイドラインに基づき、設置を行っていきたいと考えております。忍海駅のロータリーにつきましては、交通量の多い国道も近く、駐輪場もございます。通行される方の動線につきましても複雑と考えておりますので、目の不自由な方に安心して通行いただけるよう、点字ブロックの設置ができるよう取り組んでまいります。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　先に言うといてくれたら、一般質問しなかったのにというようなお答えを今いただいて、その間、よく考えていただいたのであろう、理事者、市長はじめとして、その辺のご理解を得ながらやっていただいたのであろうかというふうに思います。周りを見ていても、やっぱり点字ブロックを使うてはる人、ありますやんか。そういう方が、先ほど保健福祉部長の、去年のやっぱり必要だというふうな言葉を例に出させてもらいましたけども、そのことも鑑みて、また私も申し上げて、そうやってやっていただく。今、国土交通省のガイドラインということをおっしゃいましたけども、それが補助金があるからそうなのか、何をどんな形でも、それは事務をされる皆さん方が考えることであって、やっぱり市民がどんな方も幸せになっていただくということが１つの考え方でありますので、やるということですよって、やってくださいね。これについては、市長にそれも言おうと思ったけども、やるということなので、もうここから市長にお礼を申し上げたいというふうに思います。それが今年になんのか、来年になんのか、そこまで私は、今のところ言いませんから、できるだけ早く、やると決めたならば、やっていただいたらというふうに思います。

思ったより時間が余らしてくれはったんで、もう一つ、答弁を求めませんけど、お願いとして聞いておいていただきたいと思います。点字ブロックというのは、必要な人はほんま必要なんだけども、やっぱりその意識というものは、これは私も含んでなんですけど、まだまだ薄いもの、薄いっていうんか弱いものがあると思います。駅なんかでいうと、アナウンスで点字ブロックの後ろへ下がってくださいとか言わはって、もちろん危ないから下がるし、点字ブロックの重要性とかいうものを皆さんご存じなんですけど、普通の一般道になると、やっぱりそこへ自転車を止めたりとか、こんなん言うたら悪いですけど、市役所の職員さん

も車をやっぱり急いではんねん、一生懸命仕事している中で、気づかんと点字ブロックのところへ止めてはるというのもございます。こう言っている私も、実を言うと、我々は、葛城市ではないけど、他の町に選挙の応援とか行ったときあるんですけども、ここで応援演説してくれ言われて、その線が点字ブロックにかかって、通行される方から、やっぱりそういうところでしないほうがいいですよというふうに、私だって、やっぱりそういう無意識の間に分かっていないというものがございました。人間みんなそうやと思うんですよ。ここらは、どうしてください、ああしてくださいということを言いませんけども、やっぱり市としてそういった姿勢というものを、せっかくつけるんだから、それがあったためにえらいことになってんとなってもあかんから、この辺の認識というものだけをしっかりと持って、忍海駅、私、できるのを本当に楽しみにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。予定よりも早いですけど、次、進んでいきたいというふうに思います。

次は、公共機関のいわゆる公共施設の国旗の掲揚ということについてのお話です。これ今年の３月にさせていただきました。今、日本というのは考え方が変わってきて、私は３月にしたけど、今９月、半年ですけど、この半年の間だけでも、いわゆるこういう国旗とか、そういうことに関する日本の愛国心とか、例えば世界スポーツにしたかって、何か国旗というものについての考え方は急速に変わってきているというのは、私なりには肌で感じているところであります。先ほどと同じように、これは今年の半年前の３月に質問をさせていただいておりますので、時間も少しありますので、振り返りをさせていただきたいというふうに思います。

結論から言うと、私はこのとき何を言いたかったというと、市役所に国旗を掲揚されるというのは、これもう奈良県下どこの市役所もやられているわけです。ここで問題にしたのは、外の施設の中で、掲揚台があるのに立てているところと立てていないところがある。具体的に申し上げますと、そのときの答弁からいうと、水道、下水道部は毎日掲揚してんねんね。ゆうあいステーション、ここもやられていると。しかし、ここで問題にしたのが、旧の新庄町側になりますけども、マルベリーホールとか歴史博物館とか、健康福祉センター、ここはもう一切何も掲揚されていない。掲揚ポールだけは立っているんですよ。これはおかしいじゃないかということを半年前の３月に申し上げました。そこの答えが、非常に私は残念なお答えをいただきました。どういうことかというと、立てている理由も分からん、なぜ立てているかという理由も分からないけども、なぜ立てていないかいう理由も分からない。これが国旗に対する考え方なのかなと、非常に残念に思っていました。また、私の言ったことに、いろんな批判もあるか分からないですけど、それに賛同される方は言っているとおりやと。立てているところと立てていないところがあんねんと。ここらをもう少しきちっとしなさいよと。このように申し上げましたけども、なぜそういう、その時点では、分かんない、もう分からない、分からない。なぜ立てているかも分かんない。市役所は除くということでやっていましたから、出先機関、あそこ何で立てているか分からん。でも、こっち側は、立てていないところは、なぜ立てていないのかも分からないと、そんなお答えをいただいて、私は残念で、今回も再度させていただいておるところでございます。このとき、これは理事者の

ほうからお答えをいただいているんですけども、今後市民の考え方、意見等を聞いて、そういうことについて考えを進めていきたいという理事者のお答えがございました。まずもって今回質問させてもらうのは、市民の声を聞くと、市民のご意見を聞くということで答弁をされているわけですけども、どなたがお答えいただいても結構です。そういう場面とか、多く集まってもうて会議みたいにせんでも、そういうことがあったのか、なかったのか。市民のお答え、市民の意見を踏まえながら、今後慎重に検討してまいりたいというふうに思っておりますと。この部分を捉えて、部分だけを捉えて申し訳ないけど、こういう場面があったのか、なかったのか。なかったらなかったで結構です。もうなかったらないで次進みますから、そこを責めたりしないから、それを教えてください。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　総務部の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

令和８年３月以降に、そういった市民等のご意見を聞くということはしておりません。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　そのように正確に答えてくれたほうが、話が進みやすいと思います。半年の間やから、できていなかったんやろなと、いいように捉えておきますね。今後される予定をしててんやろうけども、半年間ではできなかったと。でも、やると言われてんねんから、やっぱりやらな、やると言った以上はやっていただきたいなというふうに思います。話はちょっと遠回りになるんですけども、今言っているように、市役所を除く出先機関、立てているところと立てていないところがある。ここら辺はやっぱり一定のルールをつくりなさいよということを半年前にも言ったわけですよ。それはまた後から聞くし、その検討もされているやろうと思いますけども、私、例を取って、お話をさせていただきたいというふうに思います。

ちょうど一月前、８月の６日でした。８月の６日の日に私は全然違う用事で、香芝のほうに車で走って、加守から抜けて、加守から抜けると、ちょうど香芝中学の横を通って、香芝中学の横を通って、あの信号のところ、香芝の市役所のほうに回っていくんだけども、このとき８月の６日、ちょうど一月ほど前やけども、中学校に国旗が立ってんねやね。国旗が立っていました。その前といったら体育館、体育館も立っているし、市役所も立っているし、ずっと行くと、前の文化会館、文化会館なのかな、市役所の前に、私間違っていたらごめんなさい、立っている。何でこの８月の６日の日に、中学校まで立ってんのかなということを気になったので、私も気になるので、知り合いの香芝の市役所の人に聞くと、香芝では、国旗の掲揚に対する規約をつくって、決まりをつくってんねということでございました。祝日は普通に立てると。それ以外にも、３月11日の東日本大震災の日、８月６日の広島の平和の記念日か、８月９日の長崎やったかな、８月15日の終戦記念、このときも半旗という形で国旗を休みの日も立てているというお答えをいただいて、調べてみるとそういうことでした。そういうものがありますよというのは、今回の一般質問の通告にも表しているところでございますけども、その後、葛城市に私、葛城市のある職員の方に電話を入れたんです。葛城市も休みの日、８月の15日の日、終戦記念日の日、半旗という形で、半旗というのは、ご存じやと思いますけど、全部上げないんですよね。弔意を表すということで、３分の２ぐらい

の途中のところで止める。それを弔意を表する上げ方と、半旗ということになりますけども、市役所のある方に聞くと、そういうことは考えていないというお答えをいただいて、ところが、８月15日、今年の８月15日は土曜日やったんですよね。土曜日でもある、土曜日というのにもかかわらず、前を通るとちゃんと上がっているんですよ。私、ほんまうれしくて、上げてくれはったのは宿直の方だろう。あの日はサイレンも鳴る日やから、サイレンも鳴るということで、国旗、日本の弔意を表すという意味で上がって、放送の方で１分間の黙祷、これはもうこんでいい。だから、やることはやったはるわけですよ。休みの日の、何遍も言いますけど、祝日にはちゃんと上げたはる。終戦記念日は上げた。お尋ねをするんですけども、休日でも上げる、そういう国旗を上げる、終戦記念日は分かりました。葛城市、それ以外の日はどうなっているんでしょうか。それ以外にもそういうのはあるんでしょうか。お答えできる範囲で、もうどなたでも結構です。お答えください。確認していないということであれば、確認していないということで結構でございます。

杉本副議長　答えてください。調べてないんやったら調べてないって言ってはるんで。

（「事前の内容」の声あり）

杉本副議長　事前になくても。

藤井本議員。

藤井本議員　今回の一般質問、国旗掲揚に関する葛城市の規定についてというて出しているんですよ。だから、規定というものを、次に進むけども、どうなってんのということになっていて、これからどういうお答えをしてくれはんのか分からないけども、今申し上げていますやん。祝日はちゃんとやっているわけ、休みの日でも。今申し上げたように、私も知らなかったけども、土曜日であろうとも、終戦記念日の日は上げているわけですやん。ほかの市、上げていないところもありますよ。これは葛城市、立派やと思いますよ。思いますよ。でも、ほかどうなっているかというの、ここ分かっていない状況やね。打合せをしていないから、それは答えられませんというお答えでございます。もうそれはそれでいいです。それやったらそれで。国旗というものはそんでええんかなということを私は訴えたいし、ここでも訴えたいし、私は市民にも訴えていきたいと思います。次にでも、分からんもんはもう時間かかってもったいないだけですから、それについては結構です。

次、進みますね。私はだから、こういう状況の中で、前も言っているように、やっていないのと違う。やっているんですよ。だから、そういったルールづくりというのを、何も条例つくれって言ってんのじゃないよ。香芝のように規則にしなさいって言っているんじゃないよ。ルールだけをきちっとしときなさいよということを、上げたり上げなかったりということというのは、私は許せないし、そういうことをしなさいよということを言っているんですよ。そのことについては、打合せと言っていいんか、やっているので、その分、お答えください。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　国旗掲揚につきましては、法令上、国や地方公共団体に対して国旗の常時掲揚が義務づけられている規定はございません。本市におきましては、これまで公式行事等の機会を捉

えて、適切に掲揚を行ってきたところでございます。これまで国旗の常時掲揚に関する明文の例規やルールは定めておらず、現在のところ、新庄庁舎、ゆうあいステーション、上下水道部などの一部施設を除き、各施設のこれまでの経緯や慣例に基づいているところでございます。また、市内の公共施設の中には掲揚台が設置されているにもかかわらず、国旗を掲揚していない施設が存在いたします。掲揚していない施設につきましては、いつ頃から掲揚が停止されたのか、また、その理由等について、合併前の旧町時代からの経緯を含め、現在、明確な記録や理由は把握できておりません。議員ご指摘のとおり、近隣の香芝市におきましては、要綱を制定して、統一的な運用を図られており、また、奈良県内の他市におきましても、それぞれの自治体における独自の管理体制や判断の下で運用されていると承知しております。さらに、国レベルにおける議論の動向等についても情報として認識しているところでございます。

しかしながら、公共施設における国旗の常時掲揚や統一的なルールの策定につきましては、法的な義務づけがなされていない中において、市内の各施設における構造上の実態や管理体制、さらには市民の皆様の受け止め方や多様なご意見などを十分に踏まえる必要があると考えております。そのため、県内他市の動向や国の動きについても引き続き注視、研究を行ってまいりますが、本市として、直ちに一律のルール化や常時掲揚の拡大を進めることにつきましては、様々な視点から慎重に研究、検討を要する課題であると認識しております。今後におきましても、社会情勢の変化や他の自治体の運用状況を慎重に見極めつつ、庁内において対応を協議してまいりたいと考えています。国において、公共施設における国旗掲揚に関する統一的な基準や義務等が定められた場合には、その趣旨及び内容を確認し、関係法令等に従い、本市においても必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　私から言うと、今の答弁が全然なってないと思うねんね。国から言われたら、掲揚きちっとしてルールを定めますねんと。言われていないのに、今までからやっているとおりのことをやっていきたい、いきますねんと。そんな必要ないですんねん。言われなくては、定めなければしないと。それが葛城市なのかというのを、私は声を大きくして言いたいと思いますよ。義務づけられないとしない。私は1999年に国歌と国旗、どっちが先やったか忘れた、国旗と国歌の法律というものができました。これも、本来から言うと、国旗なんていうのは、もう我々子どものときから、白地に赤くと、日の丸というのは日章旗、国旗というのは定められているように思っていたけども、やっぱりその考え方というのはいろいろ出てきました。その考え方はこれでいいでしょう。でも、国旗、国歌の法律ができたわけですよ。それ以降の義務づけはしないと。確かにおっしゃっているように、義務づけはしないと。ただし、教育分野、これはもう３月のときに、教育長、お答えをいただきましたけども、学校においては、きちっと教育指導要領で、入学式、卒業式、運動会、文化祭とか、決められてやっているわけですよね。そのときに、私は教育長の言葉で非常に教育というところはすばらしいなというふうに思ったところがございます。これ、教育長、発言されているんです。学校における国旗の掲揚というのは、単なる慣習で行われているものではないと。法令体系を踏まえ

て教育的意義を持って行われるというふうに認識をしておるところでございますと。こういうふうにちゃんとお答えをされている。国のほうとしては、もう教育ということでやっているんやと、きちっとやってんねんという。慣習としてはやっていない。でも、市町村においては、慣習のようなふうになってんねやんね。確かに、何遍も言うけど、国は義務づけてない。私は義務づけないという、その義務づけていないという判断が、私の考え方と市の考え方は違うと思うんや。ちゃんとする、もうすべきものやろうから、義務づけてないだけであって、何か今の聞くと、義務づけられたらしますねん。義務づけられてないから今のは、もうちょっと置いておきますねんというふうに聞こえるわけです。これは国旗と国歌のことについての法律から始まったわけです。私は国歌なんて、みんな、こんなん定めなくても君が代や。そんな愛国行進曲、あの歌も好きですけども、あんなん歌う人、誰もいてない。そんな分野に入りたくないけども。だから、義務づけられていないからしない、ここは、私はもう断固と言うていきたいと。考え方が違うと思うんですよね。

それでは、そんな中で、警察とか消防署、ここはきちっと上げてはんねやね。私はそういう人らと話をすると、やっぱりこうやってやって士気を上げやなあかんと思う。仕事の士気を上げていかんなあかんということで上げていますねんということですよね。その辺の考え方と奈良県として、県としては、どのように決まりをつくってんのか、決まりをつくってないのか。出先機関、いろんなところを見ると、上げられているように思いますけども、この辺、確認を取るように申し上げていますので、お答えください。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　ただいまの議員のご質問でございますが、奈良県内の公的機関の状況でございますが、奈良県では、奈良県章及び奈良県旗取扱要領に規定があり、出勤日、祝祭日、式典日に掲揚されております。警察のほうになりますが、こちらは国旗及び国歌の取扱いについて、これは平成11年９月に制定されているものですけれども、この取扱いについてといった具体的な例規に基づき、国旗国歌の取扱いに関する規範が定められております。また、消防のほうでは、奈良県広域消防組合消防本部及び消防章旗に関する規定に基づいて、組織としての旗章等の管理運用が行われているという状況です。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　県のほうでもそうやって定めていっているわけですよね。これは考え方によっては、国旗のことについてなんて規定で定めやんと、ちゃんとすべきもんやという、その考え方も私は持っていますよ。でも、やっぱり日本の戦後以降、いろんな考え方があって、それができなくなってきたと。だから、1999年に、2000年を前にしてそういう法律ができて、その法律に基づいて、日本というのは動き出しているわけですよね。時間的なところもございます。そこをやっぱり義務づけられていないから、ここんところ、私は一番のところやと思う。

じゃ、次、行きますね。今、市民が楽しみもしているでしょう。複合施設の建設をされています。ここに国旗掲揚のポールはつくる計画で進められているのでしょうか。

杉本副議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　計画の中にポールを設置する予定でございます。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　さっきから聞いていると、国旗掲揚については意見を聞いて、そっからそれについてやっていくねんという中で、意見を聞いてないというのに、それはつくられるというのはどういうことなんでしょう。意見を聞いて、今ポール立っているところも立てていないわけでしょう。こういうことについては、慎重に市民の意見を聞きながらやりたい。でも、それも聞いていないのに立てられる。立てて、それを国旗掲揚をちゃんとするんですか。簡単な話でしょう。

杉本副議長　阿古市長。

阿古市長　議員のご意見はよく存じておりますので、ｎｉｃｏｎｏｗａにつきましては複合施設でございますので、掲揚をする必要があるというのは、通常、新庄庁舎と同じような形態を取りたいなという思いがあるというのは、要は市旗がございます。葛城市のやはり旗を上げるということは大前提になっておりますので、それに準じてポールの設置をするということでございます。議員、多分、同じ理論といいますか、それの繰り返しになっておりますので、もう最終的には私のほうに答弁入ってくると思いますので、考え方だけはもう先にお伝えしておいたほうがいいのかなと思っております。基本的な考え方は部長が答弁したとおりでございますので、あえてもうその答弁書のとおりは読みませんけども、国旗というものは、本来は国のほうでルールづくりをするべきものであるという考え方を持っております。ですので、国旗掲揚につきましても、国が一定のルールづくりをするべきものであって、日本全国、地方自治体がありますけども、それがその自治体によって差があるということは、あまり好ましくないものやという認識を持っております。ですので、各地方自治体が独自のルールをつくるということは認められるとは思いますが、私は、それは国においてのルールづくりを優先して、やはり訴えるべきではないかという思いを持っております。その中で、もし、慣例によって過去においてやられている部分につきましては、やはり一定のその地域なり、その施設の在り方によって、先人の皆様方が、それが好ましいという思いの中でしておられますので、それは尊重してやっていきたいと思います。ですので、国旗についての国旗掲揚についてのルールづくりについては、やはり国にある程度のものを委ねる必要があるのかなと考えておりますけども、市旗につきましての掲揚については、市の旗でございますので、市の旗としてのルールをつくっていきたいなという思いはあります。先ほど部長が答弁しましたけども、県の旗、県旗につきましての考え方も多分、私はまだその条文を読んでおりませんけども、県旗の掲揚についてという部分について、大きな意味を持ったルールづくりをされているのかなという思いがございます。警察や消防というのは、県管轄ではありますけども、国が所管する部分もございますので、その部分について、多分、上から流れてきている中、教育委員会もそうでございます。その中で、ある種国のほうのルールが決められた中で、掲揚をされているという具合に認識をしております。全体の考え方といたしましては、国旗というものは、地方自治体によって、その扱いについてあまり差があるべきものではないと、あってはいけないものだという認識を持っておりますので、国に対してのルールづくりが最優先されるべきなのかなという思いを持っております。

以上でございます。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　さっきのお答えをいただきましたので、もう後はもう答弁求めないし、順番が狂いましたけども、私はその市長の考え方は、私とは違うと思う。国に言われてから、国が決めるもんやと。国の国旗は。市旗は市が決めるけども、国が決めるもんや。この考え方は残ると思いますよ。やっぱり今の時代、いろいろ変わってきている中で、それはおかしいと思う。

ちょっと戻るけども、打合せもしているので、健康福祉センター、ここは、できたときに国旗を掲揚されていたということでございます。途中でどこかで今はやられていないということになっていますけども、これについて調べておいてくださいと、このように申し上げましたけども、どうだったでしょうか。

杉本副議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

新庄健康福祉センターの国旗掲揚でございますが、以前は行っていたと聞いております。しかしながら、恐らく合併以後において行わなくなったものであると考えております。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　そんな答弁していて、国旗ですよ。国旗で、いつの間にかなくなりましてん。そんで許される、許されると言うてええんかな、落ち着くものかなというのが私なりの考え方です。ただ、市長はそういうふうなお考えなので、職員もそういう考え方になろうかと思います。私は国旗を全部のところで、全部の出先機関で立ててくださいなんて一個も言うたことない。立てているところと立てていないところがあるわけですよ。これをやっぱり統一化していかんなあかんと、市としては。かつ、もう一つは、先ほど先人たちの思いというのを、阿古市長が出てきましたけども、歴史博物館、今申し上げている健康福祉センター、そしてマルベリーホールにはちゃんと国旗を立てる３本のポールが皆あるわけですよ。そのときの議会においたって、旧の新庄町時代の話ですけども、議会においたってそういう話はされていると思う。ないところも、例えばいきいきセンターとか、それないところはないですよ。でも、ここはつくろうと、国旗を掲揚しょうということで、特に私は歴史博物館なんていうのはもう偉大な忍海のところやから、そういうことも踏まえて話をされているわけやん。今先ほど、複合センター、国旗掲揚台、ポールを立てますねん。庁舎機能入っているから、そういうことをやられて、立てられるやろうけども、そこはね。この施設を造ったときにその話をされている先人の思いというものも、これも何もなしで、今あったように、初めは立ててましてん。いつの間にかなくなりましてん。何か備品がなくなったような、そんなもんじゃないでしょう。それは、私は原点は、原点は、市旗は葛城市で決めるけども、国旗というものは国で定めるもんやと。ここの考え方、私とは違う。義務化していないというのは、ちゃんとしてくれるやろうから、ちゃんと市としてするから義務化してないだけであろうと思います。市長は義務化されたらする。もう時間も予定どおり来ましたから、今日はそういうふうに思いますけども。言うていて情けないと思わないですか。立てていたけども、何でやめたか分かりませんねん。私は立てているところも褒めていたら、いや、何で立てているか分かりま

せんねん。これが今の葛城市ですよ。私は、同じことばかり言うて申し訳ない、３月から半年間、半年間の間にも、日本の国というのはちょっとずつ変わりつつあると思います。来年になればもっとこういうふうな、国旗のみならず、考え方というのは変わってくると思います。私の言ったことを市長のみならず、理事者の皆さん、やっぱり分からん、把握できていない。なぜか分からんなんて、国に申し訳ないじゃないですか。そういうふうなことになっているから、初めから決まっている、1999年に国歌は君が代ですよと決めやんなような時代になってしもたわけですよ。分かったあんのにもかかわらず。今日はこの辺、この件についてはこれにするので、私の言っている部分というのをご理解をいただくようにお願いをしたいというふうに思います。

次に進みたいと思います。山麓公園墓地の利用状況についてということで通告をさせていただいておるところであります。予算特別委員会等、ここでもよく出てきているわけですけども、いわゆる墓地、墓地そのものが、返却が非常に増えて、利用者数が減ってきているということは、もうここにおられる議員さんも皆理解をされているわけですけども、その状況、葛城市の霊苑の今の利用状況の推移というものを、減っているというのは分かっているけど、どれぐらい減ってんのということで、お答えを求めたいというふうに思います。

杉本副議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　市民生活部の葛本でございます。お願いいたします。

直近５年間につきまして、返還数、新規申込み数、増減数を申し上げます。令和７年度、返還32件、新規５件、増減は27件の減少、令和６年度、返還19件、新規６件、増減は13件の減少、令和５年度、返還26件、新規９件、増減は17件の減少、令和４年度、返還26件、新規３件、増減は23件の減少、令和３年度、返還24件、新規６件、増減は18件の減少、近年５年間で合計返還127件、新規29件、増減は98件の減少となっております。利用状況の推移から分かりますように、毎年利用は減少しております。近年の墓じまいの増加につきましては、本市におきましても、返還数の増加から、広く社会全体で進んでいる動きと認識しております。その背景には、少子高齢化と家族の在り方の変化に伴う様々な深刻な問題があると考えられます。

第１に、少子高齢化や核家族化に伴う後継者不足による生前整理です。お墓を次代に引き継ぐことが物理的、人的に困難な状況が生じていることが挙げられます。自分が元気なうちに墓じまいをしておかなければ、将来誰にも管理されず、荒れ果ててしまうという強い危機感が生前整理、終活としての墓じまいを後押ししています。

第２に、お墓の維持管理における物理的及び金銭的な負担です。就職や婚姻で遠方へ転出し定着した結果、お墓が遠方になってしまうケースがあります。このような場合、お墓への移動や高齢化に伴う管理作業という物理的な管理と毎年の管理費や墓石の修繕費など、継続的な経済的管理の両面での負担が考えられます。

第３に、次世代への負担軽減を図る意識の広がりです。将来的に管理の負担を残さないよう、それぞれの実情に合わせてお墓の在り方を見直す動きが一般化しているものと推察いたします。

以上です。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　今お示しをいただいたとおり、大きく減ってきているわけですよね。ここの墓地というのは、昭和63年ぐらいですか、きちっと調べたわけじゃないですけども、火葬場ができて、それ以降に順次、公園墓地ということで造成をされました。最初は人気で、募集に対して抽せんとなるぐらいの人気あったんですけども、これが時代背景、これは葛城市の方、皆さん方どうのという話じゃないです。もう世の中が変わってきています。お墓に関する考え方とか、家族のこととか、少子高齢化とか、社会情勢も変わってきているから、お墓そのものに関するやり方、考え方、管理の仕方等、変わってきている。これは理解もしているし、そのとおりだというふうに思います。そして、葛城市のみならずですけども、今申し上げて答えていただいたとおり、５年間で新規も30件ほどあるけど、返還130件あるから、新規が30件、返還130件で約100件ぐらい減ってんねんと。こういう状況になっているということですよね。私が今回なぜこれを言ったかというと、やはりそういう要望というのは、最近にして何とかしなくてはならない、してほしいという要望が相次いだわけでございます。今日もその方は一生懸命聞いていただいていると思うわけですけども、世の中変わってんねんから、その変わった分、さっき言ったように、もう40年ぐらいになんのかな、できて、ここは私も計算してない、昭和60年終わりでしたから、世の中の情勢が変わってきた。でも、変わっていないのは、葛城市も規定がほとんど変わっていないわけですよね。ここを一度、私も正しいお答えというのが持っていないですけども、考えたらどうやろということを今回提案をさせていただきたいと思います。いろんな提案あるんですけど、時間の関係上、ケースというものを限定してお話をさせてもらいたいと思います。

今現状では、葛城市に住所ある人、または本籍のある人が申込みをできて、購入できるというふうになっているんですよね。私は１つ、この場合、提案というより、どういうふうに考えてええやろうということを申し上げたいと思うんですけども、葛城市で生まれて、葛城市の小学校、中学校も出て、20歳ぐらいまで葛城市で大きくなられた、育っていただいたと。この方が立派な方やって、海外ででも活躍するような方になられた。でも、その方だって年を行く。立派な方ほど海外とか、いろんな遠くで活躍をされますから、ある年になって、私の生まれたところ、小学校、中学校も出たところ、子どものときのふるさと、こういったところに自分の墓地を求めたいと。将来的なことを考えてね。今は違うところ、海外であろうと、遠くにお住まいの方でもです。こういったケースの場合、家族の方が、例えばその家族の方が葛城市におられたら、その墓地は買えるけども、家族の方がおられない。例えばその方のお父さん、お母さんとか、ご兄弟とか、管理する人がおられたら買えるけども、購入できるけども、やっぱり自分のふるさとで墓地を購入しておきたいという場合、買えないわけですよね。私はそのように認識しているので、こういったところ、もうごく簡単に言うと、葛城市がふるさとやねんと思っている人については、私は購入できるような形に変えたらいいのじゃないかな。１つの案としてですよ。やっぱりそういう方おられると思いますよ。私はもうある程度年になってきたら、子どものときのこととかよく思うし、そういっ

たことの、いわゆる条例そのもの、こういうことも含めて、条例そのものを変えれないのかなと。そういう検討に入る時期に来てんのじゃないのかなと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

杉本副議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　葛城市霊苑条例では、利用者の資格を第６条で本市に住所又は本籍を有し、祭祀を主宰する者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではないとしています。議員お述べのように、本市に住所や本籍を有しないけれども、葛城市をふるさとと思ってくださる方のご利用につきましては、過去の事例では、この規定により利用資格者となられた方はございませんが、個別の内容につきましてはご相談いただければと思います。

以上です。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　条例とか法律というのは、やっぱりその時代時代に応じて変えていくというのは、世の常やと思います。変えてよというわけですけども、今の答えは、個別案件で市長が特に認めたものということであったら、それは、市長はそれはどない言わはるかというのは分からないけども、そういう手もあるよということですけど、今の時代、そういうのを書いてあったって、申込み要件はこうですよとなれば、私はもうそういうことをされないと思いますよ。もう時間の関係もあるので、もうこれはこれぐらいに提案ということをしておきますけども、例えば今、部長がお答えをされたように、該当しない方でもご相談を、市長の特に認めたと。私は特に認めやんでも、それはもうそうしたらええと思うんだけども、そういうケースの場合でもご相談くださいとか入れないから、ご相談は一個もないですという答弁になっていると思う。ここは、時代がもう何十年と過ぎて、時代が変わっているという認識があるわけですやん。それやったら、それに基づいた条例も変えていくということで、いつもおっしゃる、ほかの市町村のところを調べる、大好きな調査研究というのをやっていただいて、せっかくあそこにできているんだから、あそこを市民が喜んでいただけるという場所にしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけど、公園墓地の利用のことについてもう一つ、いろんな言い方があると思う。言おうとしているのは、合同で入る墓地、合同墓というんですか。合葬墓というんですか。意味的には個人の墓じゃなくて、団体というかな、みんな入るという、そういうのが今、全国的に急増しているということでございます。それは、やっぱり日本の社会というものが核家族化で来た、また結婚もされないということで、自分の管理をしてくれる者がいない。そういった方からも相談があるんですけども、全国を見てみると、合葬墓という需要が非常に増えているということでございます。これも市民に喜ばれるという意味合いで、ここもすぐにどうのというんじゃないですけども、要望というものは、私自身は受けておりますし、市にも届いてんのか届いてないのか、もう結構ですから、これの考えをお聞きしたいというふうに思います。

杉本副議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　近年の墓じまいの増加につきましては、霊苑設置から40年近くが経過しまして、

初期に購入された方や納骨されないまま返還されることが多いことから、購入時から状況が変わってしまった方が多いと思われます。墓じまいは広く社会全体で進んでいる動きであり、そこには少子高齢化やライフスタイルの変化に伴う様々な深刻な課題があると認識しております。本市といたしましては、霊苑全体の利用者は減少していますが、新規利用者が毎年おられることから、墓地需要や社会情勢の推移を注視しつつ、現在保有している公共施設の適正管理や既存の事務執行の適正な管理を行ってまいります。

合葬墓につきましては、新たな埋葬需要への対応という側面がある一方で、他法令との整合性や周辺住民皆様の理解と同意、用地の確保、景観への配慮、予算的な問題、費用対効果等の様々な課題が存在するものと考えます。他市町の動向や墓地需要の推移を注視しながら、社会情勢も踏まえ、長期的な視野に立って、これらの課題について調査研究してまいりたいと考えております。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　今のお話の中で、まだ新規で購入される方があんねと言わはったけども、冒頭の新規の方、毎年10件もいってないわけですよね。新規で購入されているというの、５件とか３件とか、多い年で８件とか９件ですか。新規もありますので、このままいきますよというのは、私はちょっと乱暴かなと。やっぱりここで皆さんご一緒になって考えていく、ここの在り方というより、何が市民にとって幸せかとですね。絶対に行くところですから、人間というのは。行かない人は絶対にないです。そこを考えてご検討いただきたいと思います。

それと、他市町村で調べるというところですけど、ちなみに、そういう公営で合葬墓というんですか、合同のお墓、これをお持ちの市町村、どれぐらいあるんでしょう。調べていただくようにお願いしているんですけども、お答えください。

杉本副議長　葛本市民生活部長。

葛本市民生活部長　県内11市及び人口規模が類似します広陵町、田原本町に確認しましたところ、橿原市、御所市、広陵町で合同墓を管理されております。現在管理されているこれらの市町の中でも管理規程に違いがございます。

杉本副議長　藤井本議員。

藤井本議員　山麓公園墓地、非常に私はいいところにあるし、最初に申し上げたように、当初は抽せんで漏れた方もあるぐらい、人気のあったところやと思う。場所的にはいいねやと思います。もう最後で、もうこの時間やから終わりますけど、世の中が変わってきたんですよ。世の中が変わってきてんから、それに対してそのときから同じ、また合併以降、もう今年は21年目、この21年間においたって、いわゆるお葬式の仕方とか、こういうお墓の考え方とか、これも大きく変わったと思う。大きく変わってんのに、変わってないのが葛城市の条例なんです。ここをぜひともご検討いただくということで、時間少し残しましたけど、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁、感謝申し上げます。

杉本副議長　藤井本浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。14時15分より会議を再開いたします。

休　憩　午後１時５９分

再　開　午後２時１５分

増田議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、９番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

９番、奥本佳史議員。

奥本議員　皆さん、こんにちは。議席番号９番、奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回は質問項目１件だけになります。12月25日に施行されます日本版ＤＢＳこども性暴力防止法への対応についてでございます。

以後、質問については質問席より行わせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　それでは始めたいと思います。本年12月25日に、日本の歴史上、画期的な法律が施行されます。これは、イギリス法制に範を取る日本版ＤＢＳこども性暴力防止法という法律でございます。今回の一般質問では、この新たな法律に向けて、本市の関係する部門、学校、幼稚園、保育園、認定こども園、認可保育施設、学童保育所、発達支援施設、スポーツクラブほか、民間事業所等の準備対応が順調に進んでいるかどうかを確認してまいります。

まず、この制度の概要について説明したいと思います。令和元年９月定例議会におきまして、県派遣職員が勤務する学校内で児童に対する不祥事を起こし、葛城市が、国家賠償法第１条第１項に基づき、被害者救済の措置を取った事例がございました。議論の中で、当該職員に対する県の任命責任を問う声が出ましたが、残念ながら当時の法律では、教職員の問題行動や過去の犯罪履歴を事前に把握する仕組みは存在しておりませんでした。現在、先進諸国の中で日本は、未成年者に対する性加害への対応が遅れている国とされております。こども家庭庁のウェブサイトに警察庁のデータとして紹介されているんですけども、子どもが主な被害者となった性犯罪の認知件数が、令和６年度5,000件を突破したとあります。また、令和６年12月20日発表の文部科学省公立学校教職員の人事行政状況調査によりますと、全国の公立学校においての、公立学校、私立を除いて、公立学校においての性犯罪、性暴力等の発生事案は、令和４年度で241件、令和５年度にはこれが320件に増加しております。また、このうち、児童・生徒に対する性犯罪、性暴力により懲戒処分を受けた者が、令和４年度119名、令和５年度157名となっております。

この年々増加する児童・生徒に対する教育職員の性犯罪、性暴力事案を受けまして、令和４年３月18日、文部科学大臣が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を策定いたしました。そこには、高らかにこううたわれております。本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し、魂の殺人とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは断じてあってはならず、言語道断である。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、中には教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害

に気づかないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。今もまさに学校現場において、被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法に定められた施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない。社会の宝である子どもを教育職員等による性暴力等から守り抜くことは、一部の学校関係者だけではなく、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。このため、文部科学省はもとより、教育職員等、学校、教育委員会、学校法人、警察を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要があると述べられました。そして、この趣旨に基づいて、令和４年度に特定免許状失効者等データベースを整備するとともに、児童・生徒へ性暴力等を行った教員は原則懲戒免職とする規定整備を行いました。併せて、児童生徒性暴力等の防止等に関する研修、啓発や早期発見のための定期的な調査、事案発生時の調査の取組状況等について調査や指導助言等も行われてきました。

しかし、事業者や雇用主が、過去の犯罪履歴、つまり前科を公的に確認する手段が今現在なく、依願退職した教員が処分がなされないまま、ほかの学校や他府県で勤務しているケースがあり、それらを把握することは、個人の申告や前職の照会に頼るしか方法がないという既存法制の限界から、犯罪の事前防止策として、法的な身元を確認する制度、日本版ＤＢＳの創設が求められるようになりました。こういった経緯を経まして、令和６年６月に、こども性暴力防止法が成立し、イギリスのディスクロージャー・アンド・バーリングサービス、略称ＤＢＳを参考として、日本版ＤＢＳが今年、令和８年12月25日に施行される運びとなりました。このＤＢＳで守られる子どもたちについては、18歳までと定められておりますが、高校生については、19歳に達していても、学校を卒業するまでが対象となります。この日本版ＤＢＳの目的を一言で表すと、性犯罪歴のある人物が子どもと接する業務に就くリスクを採用、配置判断の段階で防ぐことになります。以上が制度の概要ですけども、質問に入っていく前に、まず、本市において、令和元年の国家賠償法事案以外で、これまで市内の教育・保育機関、それに準ずる組織において、本制度に関連するような事案発生があったのかどうかをお尋ねいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部におきましては、事例はございません。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部所管におきましても、本制度に関連するような事案はございません。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　国家賠償責任の事案以外で、本市では関連する事案は発生していない。その旨確認いたしました。

では、これより日本版ＤＢＳについて、順次確認に入ってまいります。

今年の春頃から、日本版ＤＢＳの導入準備を進める事業者のニュースが散発的に報道されてきました。しかし、８月19日付日本経済新聞で、５月時点の民間調査によると、６割超の事業者において、日本版ＤＢＳへの対応準備が進んでいない事実が報じられております。日本で初めての導入となる法律の施行期日が迫る中、行政においては、通常業務と並行して、日本版ＤＢＳの導入準備を完了させる必要があり、かなりの業務負担が強いられますが、現時点での本市各課の取組状況を確認していきたいと思います。

まずは、今回の日本版ＤＢＳの法適用に際しまして、取組義務対象となる対象事業と対象業務は何でしょうか。また、認定対象となる要件についてもお示しください。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　各部共通事項となりますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。本制度の対象事業者の範囲といたしましては、学校設置者等と民間教育・保育等事業者の２つの区分がございます。

１つ目は、制度に沿った性暴力防止の取組の義務がある小学校、中学校、高校等の学校や幼稚園、認可保育所、認定こども園、児童相談所、児童福祉施設、放課後等デイサービス等の指定障がい児通所支援事業など、これらを運用する学校設置者等と呼ばれる事業者で、義務対象事業者でございます。対象業務は学校設置者等における教員等となり、教諭や保育士等でございます。

２つ目は、任意で制度の認定を受けることができる民間教育事業である学習塾やスポーツクラブ、放課後児童健全育成事業や認可外保育事業などを実施する民間教育・保育等事業者と呼ばれる事業者で認定対象事業者でございます。加えまして、認定対象事業者の中にある民間教育事業については、子どもに何かを教える事業であれば事業内容は問わず、定めた要件を満たしていれば、本制度の対象となることができます。

主な要件といたしましては、就業期間要件として６か月以上の期間中に２回以上同じ子どもが参加できること、対面要件として、子どもと対面で接すること、場所要件として、子どもの自宅以外で教えることがあること、人数要件として、子どもに何か教える者が３人以上であることなどがあり、芸能事務所やこども食堂などもこの要件を満たせば対象となります。対象業務といたしましては、民間教育・保育等事業者における教育・保育等従事者となり、具体例といたしましては、塾講師や放課後児童支援員等などでございます。

以上でございます。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども・若者家庭センターにつきましてのお答えをさせていただきます。こちら、こども・若者家庭センターにつきましては、巡回相談などで保育所や幼稚園、こども園、小・中学校に入り、個別の相談に従事する業務や、こども・若者家庭センター内で個別の相談に対応する業務を行うため、義務対象事業者としております。お願いいたします。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　かなりこれ対象が広いんですよね。一旦もう一度整理いたしますと、本制度の対象事業者

として２つあります。このＤＢＳの取組が法律で必須となる小・中学校、高校、幼稚園、認可保育所、認定こども園、児童相談所、児童福祉施設、指定障がい児通所支援事業等の設置、運営を行っている、これが義務対象事業者、そしてもう一つが、任意で国に認定申請を行って認定を受け、ＤＢＳの取組を行う認定対象事業者として、これは学習塾、スポーツクラブ、放課後児童健全育成事業、認可外保育事業と、さらに、要件が成立する場合は芸能事務所やこども食堂も対象になるということでした。ちなみに本市独自のこども・若者家庭センターは、義務対象施設に分類されるということでした。

では、続いての確認です。日本版ＤＢＳ実施準備に当たりまして、最初に事業者が取り組むことは、デジタル庁が運営する行政手続認証システムへの事業者登録、通称Ｇビズ ＩＤというアカウントの取得です。こども家庭庁のロードマップによりますと、義務対象事業者のＧビズＩＤ取得期限は４月末まで、認定対象事業者は12月の法施行までと定められておりますが、本市におけるＧビズＩＤの取得状況はどうなっていますか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　教育部所管分につきましては、幼稚園、小・中学校等の義務対象者対応のために必要なＧビズＩＤは取得済みでございます。認定対象事業者につきましては、スポーツ振興課や生涯学習課が所管するスポーツ少年団等の各団体には認定要件に該当する団体もございますが、認定に当たっては、制度の運用体制など課題があることも確認しており、対応について現在検討中でございます。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部所管の公立と私立の保育所、認定こども園の義務対象者につきましては、全てＧビズＩＤを取得済みでございます。認定対象事業者につきましては、市立施設では学童保育所が該当いたしますが、こちらも取得済みでございます。民間事業者では、市内に認可外保育施設が３事業所ございますが、２事業所につきましては取得を確認しておりますが、ほかの１事業所につきましては、ただいま、こども未来課からは制度の周知と啓発を行い、制度の内容を精査していただいているところでございます。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

企画部におきましても、必要な事務を遂行するに当たりまして、ＧビズＩＤを取得済みでございます。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　保健福祉部の山岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本市にあります放課後等デイサービスなどの指定障がい児通所支援事業所の指定につきましては、奈良県が行っており、事業所のＧビズＩＤの登録については、奈良県が取りまとめているところです。本市においては、県からの依頼により、まだ手続をされていない事業所へのＧビズＩＤの登録あっせんを行いましたが、全ての事業所で登録が完了したと伺っております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　ありがとうございました。ＧビズＩＤの登録については、ほぼほぼ遅滞なく対応できているということを了解いたしました。

では続きまして、こども家庭庁に示されている、工程表に示されておる、制度施行までに対応必須となる項目について確認してまいりたいと思います。対応必須項目で日本版ＤＢＳについて、各従事者へ制度内容についての周知対応の状況、各従事者の研修受講状況はどうなっていますか。併せて、従事者が12月26日以降、３年以内に対応しなければならないとされております専用システムへのアカウント登録、戸籍登録についても周知できているかについても確認したいと思います。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　こども家庭庁からの通知に基づきまして、各従事者へは、教育部各担当課から本制度について周知を行っています。研修につきましては、児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項、不適切な行為の範囲について、不適切な行為の疑いの早期発見について、相談、報告等を踏まえた対応についてと、ガイドラインで示されている研修事項に沿って、法施行までに実施する予定でございます。また、現職の従事者の犯罪事実確認につきましては、法施行後３年以内に行うこととされております。

まず、事業者からこども家庭庁に申請を行い、確認対象の従事者は、これに併せて戸籍情報をこども家庭庁に提出することとされています。犯罪事実確認の実施時期につきましては、国から随時通知されることとなっておりますので、国からの通知に基づき対応してまいりたいと考えております。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部からでございます。

教育部と同様となりますが、12月25日までに行うべき周知対応につきましては、こども家庭庁からの通知を各施設と共有し、適宜周知を行ってまいります。各従事者への研修受講につきましては、こども未来創造部所管施設につきましても、これから研修の実施を予定しております。また、在職の従事者の犯罪事実確認につきましても、確認時期については、国より随時指示が通知されることとなっておりますので、国からの通知に基づき対応してまいります。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　本市にあります指定障がい児通所支援事業所に関しまして、12月25日までに行うべき周知対応については、奈良県が行っておりますが、当市といたしましても、県と情報共有をしてまいります。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　義務対象事業者、認定対象事業者とも、一応工程表に沿った対応が進んでいるということですね。分かりました。

では、続きまして、制度にうたわれております不適切行為について伺いたいと思います。一口に不適切行為と言いましても、様々なケースが考えられます。また、その線引きも非常に難しいと思うんですけども、国が示す事例も踏まえまして、想定される子どもへの不適切

行為について、どのような事例を想定されているのかお答えください。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こちらも共通事項となりますので、一括してお答えをさせていただきます。

こども性暴力防止法施行ガイドラインにおきまして、不適切な行為とは、当該行為そのものは児童対象性暴力には該当しないが、業務上、必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続、発展することにより、児童対象性暴力につながり得る行為をいうとなっております。本制度において不適切な行為として想定される主な事例は次のとおりです。不適切な行為の例といたしましては、子どもとＳＮＳ上で私的なやり取りを行うこと。休日や放課後に児童等と２人きりで私的に会うこと。業務外目的で私物スマートフォンで子どもの写真を撮影すること。必要以上に長時間抱き締めたり、業務上必要でないのに児童等にマッサージをしたり、またはマッサージをさせるなどの不必要な身体接触。また、特定の子どもばかり理由なく担当しようとすることなどが挙げられております。今後は、国から示されているガイドラインを参考に業務上の必要性を踏まえた上で、不適切な行為の内容を定めるとともに、適切な防止措置を図る観点から、服務規律等に適切に反映してまいる予定でございます。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　今、もろもろ様々な具体的な事例というのを示していただいたんですけども、これ以外に、こういうケースはどうかというのはまた出てくると思います。その辺り、事例としてまた集めていただけるということですので、よろしくお願いしておきます。

続きまして、日本版ＤＢＳについて、どのような職種の方を対象としているのかを確認したいと思います。職種全体が対象となる方と職種の一部が対象になる方についてお示しください。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こちらも各部共通の答弁となりますので、一括してお答えをさせていただきます。

対象業務従事者とは、子どもと日常的に深く接する仕事をしている者のこととなります。義務対象事業者と認定対象事業者における対象業務従事者については、基本の考え方は同一で、判断の基準は３つでございます。支配性、継続性と閉鎖性でございます。この３つの要件を満たす現場のスタッフが対象業務従事者となり、事業者はその人たちの特定性犯罪事実を確認することが求められます。具体的に申し上げますと、職種全体が対象となるものは、教諭、保育士、幼稚園教諭、保育補助者、事業所の管理者、放課後児童支援員などで、働き方に関係なく一律で対象となります。

次に、働き方によって対象となる者は、例えば調理員や警備員や送迎バスの運転手などで、実態に応じて現場で判断する職種とされております。先ほど申し上げました３要件でございますが、支配性とは、児童が大人の指導や指示に従う立場にあるかどうか。継続性とは、児童と日常的、継続的な関係性があるかどうか。閉鎖性とは、保護者やほかの従事者の監視が届かず、他者の目に触れにくい場面があるかどうかでございます。この３つの要件を全て満

たす場合は、対象となるとされております。国の資料の中で例が示されております。例えば警備員であれば、ほかの職員の目が届かないところも含めて、施設内を日常的に巡回し、児童等に会話などを通じて接触することが想定される場合は対象とされ、人の往来の多い校門や施設外への警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者は対象外とされております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　これもケース・バイ・ケースで対応、判断が必要ということで、また、今示された例以外にも、こういうケースはどうかっていうのが出てくると思いますので、その都度また適切な判断をお願いしたいと思います。

　続きましては、不適切な行為のおそれがある場合の懲戒処分について確認してまいります。国の指針では、就業規則等の見直し対応と不適切な行為を行った者に対し、厳正な対処を行う旨、子ども、保護者に周知することとなっておりますが、これらの対応準備はできているのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　例規等の見直しにつきましては、国などから示されます基準などを確認し、必要な対応を行い、適切に対応してまいります。児童対象性暴力等に対しましては、地方公務員法及び葛城市職員懲戒処分に関する指針に基づき、厳正に対処してまいります。また、これにつながる恐れのある不適切な行為につきましても、その内容や対応に応じて必要な対応を行い、周知につきましては、関係部署と連携してまいります。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こちら教育部、こども未来創造部ともに、現在は各施設におきまして制度の周知のチラシを掲示いたしまして、性犯罪がある場合に、子どもと接する業務につくことができない旨を記載しております。子どもへの周知につきましては、国からは、低年齢児童から小学生向けや中高生向けの広報資料が提供されておりますので、そちらを活用し、実施予定でございます。また、保護者に対しましては、法施行までに制度の詳細等について周知する予定をしております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　まず、国の指針で定められている就業規則等の見直しというところに関しましては、葛城市としては例規等の見直し、地方公務員法、それから、葛城市職員懲戒処分に関する指針に基づいて対応していくということで理解いたしました。また、保護者、子どもたちに周知についても一応確認オーケーです。

　続いて、新規採用募集に関する対応について確認してまいりたいと思います。これに関しましては、採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の確認手順の決定、内定者への犯罪事実確認の手順の決定、内定者の性犯罪前科が判明した際の内定取消条項の整備などが想定されますが、市としての対応準備は今どうなっているのでしょうか。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　令和９年４月、採用予定の保育士、保育教諭及び幼稚園教諭につきましては、募集要

項を見直しており、特定性犯罪事実該当者に該当しないことを受験資格として明記し、採用選考過程におきまして、誓約書の提出を求めております。法に基づく犯罪事実確認は内定後、対象業務への従事開始前に実施する手順としております。また、受験資格がないこと、または申告内容が正しくないことが判明した場合には、法令及び募集要項等に基づきまして、適切に対応してまいります。会計年度任用職員につきましては、規程を見直しておりまして、各部署において運用を行っております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　新規採用については受験資格、それから、誓約書の提出を明記しているという形になります。それから、会計年度任用職員についても、一応規程を見直しているという最中ということで理解いたしました。

　では、既に雇用されている方についてはどうなのかについて、まず、性犯罪歴が確認された場合の対応手順について、どうなっているかを確認したいと思います。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　既採用職員が特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合には、子どもの安全確保を最優先に対象業務に従事させないことを基本として、配置転換、その他必要な措置を講じてまいります。また、児童対象性暴力等の疑いが生じた場合には、事実関係を確認し、子どもとの接触を避けるなどの安全確保措置を講じた上で、法令及び葛城市職員懲戒処分に関する指針等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　小・中学校に従事する奈良県職員の犯罪事実確認は県教育委員会が実施することとされております。県職員に性犯罪歴が確認された場合は、対象業務に従事させない等、県において必要な措置を講じることとされております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　既に採用されている職員につきましては、まず最初には、子どもとの接触を遠ざける、避けるということで、安全確保措置が優先されるということを理解いたしました。あとその後、いろんな指針がございますんで、それに対して厳正に対処していっていただきたいと思っております。

　そしたら、ここで質問を挟みたいんですけども、既に雇用されている職員への対応について理解いたしましたが、先ほどの教育部長のご答弁に関連した質問を挟みたいと思います。冒頭に申しました本市過去の事例で、県が任命した教職員の不祥事に対しまして、葛城市が国家賠償法に基づいて求償費用を立て替えた際、当時の教育長より、任命権の問題と設置者の服務権限について今後方向性を探っていきたいとのご答弁ございました。今回、日本版ＤＢＳが施行された場合、県に県採用従事者の管理義務が生じることとなり、今後同様事例が発生した場合の国家賠償法の求償先は、地方自治体から県に移ると考えてよいのかどうかお尋ねいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　こども性暴力防止法は、教育や保育を提供する事業者に対して、従事者の性犯罪の前

科をはじめとする子どもへの性暴力を防ぐための取組を義務づける法律となっております。他の法制度の中で取り得る手段について、実施可能な対応を定めております。このことから、教員の雇用者である県、また、学校設置者として使用者である市の責務につきましては、これまでと変わりはございません。また、過去の事例の決定根拠にまで影響が及ぶものでもございません。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　理解いたしました。日本版ＤＢＳが施行されても、国家賠償法の枠組みは変わるわけではないということを理解いたしました。では、話戻しまして、続きまして、ＤＢＳの確認に戻ります。

　続きまして、性暴力事案の疑い発生時の対応について、国の指針では対応チームが取り組むこととなっておりますが、この対応チームについて、どのようなメンバーで編成されるのか、また、対応フローが定められているのかについても確認いたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　国のガイドラインでは、従事者が児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の報告ルール、組織として児童対象性暴力等の疑いの報告を受けた際の対応ルールが示されておりますので、こちらに基づき、現在作成しているところでございます。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部におきましても、教育部と同様に、発生時の報告、対応ルールについても、国が示すマニュアルに基づきまして、作成しているところでございます。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　当制度における性暴力事案が起こった場合の対応は、国から示されておりますこども性暴力防止法施行ガイドラインに基づき、対応するものとなりますが、指定障がい児通所支援事業所における性暴力事案に関する通報等がありましたら、現に策定されております本市の障がい者虐待対応マニュアルに沿った形で対応していくものと想定しております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　教育部とこども未来創造部に関しては、国の示す基準に基づいて、これから順次作成している、現在作成しているところというのは分かりました。また、保健福祉部に関しましては、障がい者虐待対応マニュアルに基づいて対応するということで理解いたしました。

　それでは、続きまして、性暴力事案の疑いについての相談体制の整備も必要となるんですけども、事業者内における相談員の選任、または相談窓口の設置と周知状況、外部相談窓口を含む複数の相談ルートの設定状況、それから、子どもの発達段階や特性を踏まえた相談体制への準備、この状況の３点への対応状況についてお伺いいたします。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　国のガイドラインでは、被害に遭った子どもやその保護者などができるだけ早く相談できるよう、複数の相談ルートを設定することが重要とされています。在籍施設や各所管課を相談窓口とするほか、国や警察などの各公的機関が設置する相談窓口についても案内できるよう準備を進めております。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部におきましても、教育部と同じく、国が相談窓口を設けているほか、各施設の所管課が相談窓口となることを想定しております。

次に、子どもの発達段階や特性を踏まえた相談体制につきましては、従来からも相談体制は構築しておりますが、こども性暴力防止法に関する対応につきましても、同様に盛り込んでまいります。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　保健福祉部におきましても、国が相談窓口を設けているほか、本市にお住まいのサービス利用者の方の性暴力事案の疑い等の相談に関しましては、所管課であります社会福祉課が相談窓口となる想定をしております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　相談窓口について、対応も準備が進んでいることを理解いたしました。また、こども未来創造部におきましては、従来から相談体制、それに加えて充実していくということも理解いたしました。

それでは、続きまして、この日本版ＤＢＳ制度施行以降の運営、12月26日以降の運用について確認いたします。制度施行後の効果的な運用につなげる従事者向けの研修計画について、現在どのような対応予定になっておりますか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　こども未来創造部と一括での答弁とさせていただきます。

児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項、不適切な行為の範囲について、不適切な行為の疑いの早期発見について、相談報告等を踏まえた対応について等の研修事項につきましては、座学と演習を組み合わせたものである必要があり、いずれも業務に従事する前に完了することが求められております。ただし、在職の従事者につきましては、法の施行前までに研修を受講することとなっているため、当市におきましても、ガイドラインに定められている研修を行ってまいります。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　了解いたしました。ここまで日本版ＤＢＳについて、行政サイドの対応について確認してきましたが、次、保護者・一般に向けての制度周知の予定について伺いたいと思います。先ほど少し懲戒処分の問いの中で触れられているんですけども、改めてもう一度、保護者・一般に向けての制度周知についてお答えいただけますでしょうか。

増田議長　勝眞教育部長。

勝眞教育部長　現在のところ、国の広報資料を市役所、学校等、各施設に掲示をしております。今後は、広報誌やホームページ等により広く一般に周知させていただくとともに、保護者の皆様に対しましては、法施行までに制度の詳細等について周知をさせていただく予定をしております。

増田議長　中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長　こども未来創造部におきましても、教育部と同様に、施行日までには個別

への周知を予定しております。

増田議長　山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長　本市にお住まいの方で、当該サービスをご利用される方に対して制度の周知を行うとともに、今後においては、関係事業所との連絡会議等において、制度に関する知識を共有し、更なる理解を深めていきたいと考えております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　保護者・一般の方向けに、制度の周知を図っていただくということで了解いたしました。こども家庭庁はこの制度周知も含めて、認定された、申請のあった事業者に対して、今度制度導入の後ですけども、「こまもろう」というキャラクターがあるんですけど、そのこまもろうマークというのを配布するらしいです。それぞれで、施設でそれを掲示するとかということも聞いておりますので、まずその辺り、一般の方に分かりやすい仕組みになるんかなと思っております。

では、いよいよ最後の確認とさせていただきます。この日本版ＤＢＳは、子どもを性犯罪から守るために有用な施策ですけども、万能ではないということにも触れておきたいと思います。現時点で、日本版ＤＢＳ導入について、法律学者が指摘している懸念事項として２つございます。

１点目、これまで法務省内で厳重に管理されてきた前科情報が、自治体のみならず、民間にも開示されることとなり、開示後の情報管理に不安を残す点。２点目、刑法では、刑の消滅を最大10年と定めているにもかかわらず、ＤＢＳでは最長20年に遡ってチェックが可能となる点の、この２つが懸念材料として挙げられております。システム上で厳格な管理運用体制がしかれたとしても、その情報を扱う事業者の管理体制に不備があってはなりません。

そこで、本市におけるＤＢＳの情報管理措置についてお伺いいたします。国が推奨するようなＤＢＳに沿った情報管理規程が新規に作成、あるいは整備されるのか。さらに、そこに犯歴情報を適正に管理する情報管理規定が盛り込まれるのかについてお答えください。

増田議長　林本企画部長。

林本企画部長　国からの資料では、本制度に基づく犯罪事実確認により得た情報の適正管理を求めております。しかしながら、犯罪事実確認を行うシステムに関する詳細がまだ公開されておりませんので、今後、新たな情報が公開されましたら、既存の管理規程の中で対応できるのか、それとも、新規作成する必要があるのかを含め、検討してまいりたいと考えております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　今、企画部長のご答弁で、犯罪事実確認を行うシステム、これは、こまもろうシステムというらしいんですけども、まだこれ、こども家庭庁から詳細が公開されていないんですよね。時期的にこれ本当に、これ大丈夫かと思うような感じなんですけども、ただ、指針に関しては公開されております。こども家庭庁の指針によりますと、情報管理規程に盛り込むべき５項目というのがございまして、順番に読み上げますね。

まず、１項目め、基本原則として、情報取扱者は最小限とすること。犯罪事実確認書の記録保存は最小限とすること。データをやむを得ず保存する場合の情報管理措置について、情

報端末ネットワークに対する情報管理措置というのを規定されております。２項目めとして、組織的情報管理措置を取ること。３項目め、人的情報管理措置を取ること。４項目め、物理的情報管理措置を取ること。そして５項目めとして、技術的情報管理措置ということが、この５項目、示されております。今現在、こども家庭庁におけるこの肝腎の犯歴照会システム、こまもろうシステムの情報が通知されていない状況であるため、地方自治体は足踏みしている状況にあるんですけども、情報管理体制のほころびというのは、人権侵害にもつながる可能性が指摘されていることもあって、十分過ぎる対策が必要であります。今後、国の情報公開に合わせた的確な対応をお願いしておきます。

さて、ここまで日本版ＤＢＳ導入についての現在の葛城市各課における進捗状況を確認してまいりました。対応が遅れる自治体もある中、葛城市は、こども家庭庁の示す工程表に遅れることなく対応いただいていることが分かり、安心いたしました。しかし、重要なのは、やはり法施行後の運用が問題なく進んでいくかという点でございます。ネット上では、日本版ＤＢＳの法施行が、子どもの性被害防止の特効薬であるかのように持ち上げる論調も見受けられますが、それは誤解だと言えると思います。

まず、ＤＢＳで管理される前科情報は、示談等による不起訴事案や少年時代の性犯罪記録、また、圧倒的多数であろうと思われる初犯に対しては記録対象外となっております。また、ＤＢＳが対象とする子どもについては、学校に通っていない18歳未満の子どもについて、この保護対象から漏れる可能性も指摘されております。さらに、18歳未満の子どもを正社員やアルバイトとして雇用する事業者は、このＤＢＳ認定対象事業者となるケースについて、十分に周知されていると言えない状況でもあります。

このように、現時点では不十分な点も否めない制度であるんですが、冒頭で紹介した文部科学大臣の表明の言葉にもあるように、日本版ＤＢＳの導入は、法律の議論に時間をかけるよりも、できるだけ早く子どもたちの安全を確保したいという国の意思表明であり、これまで日本が国際社会に遅れを取っていた領域に踏み込んだ意義のある法律だと私は考えます。同時に子どもたちを守っていく上では、こういった法律やシステムに頼るだけではなく、日頃の教職員等の勤務態度や、子どもたちへの接し方などを注意深く観察することも重要なのは言うまでもありません。全方位にアンテナを張りながら、子どもたちを守っていく必要があると考えております。

本日、法施行前に日本版ＤＢＳについて、るる確認してまいりましたが、最後に教育長に伺います。これからも、今後も未来ある子どもたちを性犯罪から守っていくため、本市教育部門のトップとしてのお考えをお聞かせください。

増田議長　椿本教育長。

椿本教育長　議員、ご指摘のとおり、今回のこども性暴力防止法におきましては、運用上の課題も抱えておりますけれども、子どもたちの安全と尊厳を守る上で、大きな意義を持つ重要な一歩であると認識しているところでございます。本市教育委員会といたしましては、この法律の制定を契機として、これまでの取組を更に強化し、次の３点を柱として、子どもたちを性暴力から守る取組を推進してまいりたいと考えております。

１つ目として、適性確認、この法律を活用した未然防止の徹底でございます。新規採用時における性犯罪歴等の確認を適切に実施するとともに、制度の趣旨を踏まえ、子どもたちと接する立場にある者の適格性を確保し、性暴力の未然防止につなげてまいります。

２つ目としては、教職員の人権意識、また、倫理感の向上と性暴力を生じさせない組織づくりでございます。全職員に対しまして、研修等を通じて、性暴力は子どもの尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるという認識を徹底してまいります。また、個室での一対一の対応や、教職員と児童・生徒との私的なＳＮＳ等のやり取りなど、問題が見えにくくなる状況をできる限り生じさせないよう、学校内での情報共有や、複数の教職員による組織的な対応を徹底し、互いに確認し合える環境づくりを進めてまいりたいと考えています。

そして、３つ目として、子どもたちが自らの権利を守るための学びと、学校、家庭、地域の連携の強化であります。子どもたちが自分の体や心を大切にすること、そして、嫌なことや不安などがあれば、１人で抱え込まず、信頼できる大人に相談したらよいということを学ぶ機会を充実させてまいりたいと思います。併せて、子どもの小さな変化やＳＯＳを周囲の大人が見逃すことなく受け止め、必要な支援につなげられるよう、学校を中心に家庭や関係機関との連携を一層強化してまいります。新法の着実な運用だけにとどまらず、子どもの尊厳を守ることを全ての根幹に据え、本市の子どもたちが、性暴力をはじめ、あらゆる暴力から守られ、安心して学び、成長していくことができるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長　奥本議員。

奥本議員　ありがとうございました。ただいま教育長がおっしゃいました、子どもの安全と尊厳を守る今回の法施行は大きな一歩になると。それから、これまでの取組を更に強化していく所存で、方法としては３点、重きを置くと。１つは適性確認、それから２つ目、人権意識、倫理感の向上、性暴力を許さない組織・風土づくり、それから３点目として、子どもが自らの権利を守るための学びと地域と家庭の連携、これを踏まえて、子どもの小さな変化やＳＯＳを我々大人が見逃さない風土をつくっていくと。非常にもう心強いお言葉をいただきました。法的にはいろんな不備が、まだまだ修正されるべきところがございますが、本当に日本の法律というか、子どもに対する法施行について大きな変化である、間違いありませんので、葛城市にとっても、今後、子どもたちを守っていく、市全体として、大人として、地域が子どもを見守る体制を表明していただいたと理解いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わるわけですけども、やはりこの問題については、これ質問したから終わりというわけでなくて、これから継続的にやっぱり取り組んでいくべきことなんで、分かっていらっしゃると思いますけども、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

増田議長　奥本佳史議員の発言を終結いたします。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

11番、川村優子議員。

川村議員　皆様、こんにちは。議席番号11番の川村優子でございます。２日間の一般質問の最後でございます。もう少し皆様、ご清聴いただきますようよろしくお願いいたします。ただいま議長のお許しを得ましたので、一括質疑方式で質問をさせていただきます。

質問は２点ございまして、１点目は、近鉄尺土駅前整備の進捗について、そして２点目は、あらゆる災害に対し、自助、共助にある自主防災、また、自主防災組織の推進について、促進についてということで質問をさせていただきます。

この席で、まず１点目の近鉄尺土駅前整備事業についてであります。この整備計画は、旧町の大合併、葛城市が誕生したときの都市計画のメイン事業と位置づけられたのが始まりでございます。今年で21年が経過している中、計画されながらも、なかなか完了しない状況が続いております。基本計画というのは、現在も大幅には変わっておらず、南大阪線の主要な駅にもかかわらず、その周辺のインフラが弱いという観点から、それを解消するために行うという事業である、それが目的でございました。地上２階に改札があるために、高齢化社会を見据えた、バリアフリー化の一体の計画であり、過去からは、北側の開発も視野に入れた計画もございましたけれども、特に南側に駅前広場、ロータリーを設けることが柱であります。バスやタクシー、そして、送迎車の一般車両がスムーズに展開可能な駅前の利便性向上に市民は今か今かと期待しながら待ち続けておられます。議会も、2012年には尺土駅前広場整備事業特別委員会を設置しまして、計画の課題を議論していた経緯があります。その後も、総務建設常任委員会での調査案件としても確認をしてきたところでございます。

しかしながら、計画が難航している課題が、大きな課題という点は、土地の権利調整、用地買収にあることは理解をしておるところでございますが、積極的な交渉をしていただいているのかというところは、何度も何度も議員も調査案件としてお尋ねをしているところでございます。橋の工事、また、歩道整備もなかなかの時間を要しまして、バリアフリー化に対しては、市の負担によるエレベーターの設置は完了したものの、それが完了するまでの間、市民の皆様には本当に長期間通行のご不便をかけてきました。市道八川保育所・尺土線の歩道の整備は、新葛下川４号橋完了とともにできたものの、南側の歩道整備にも、まだ一部車止めにしているような円柱形の石は根本が崩れ、歩行者にまた危険であると指摘されているのが現状でございます。また、最大の子どもたちの通学路の事情は特に悪く、その危険性がいつまで続くのか、本当に送迎の見守りをしてくださっている方々からも、厳しいご意見を頂戴します。午前中の一般質問の総合計画、次の総合計画の重点事項にも掲げている事業だと聞かせていただきました。しかし、市民が非常に首を長くして待っていただいているこの事業の完了に向けて、今後の計画と進捗をお示しいただきたいと思います。

そして次に、２点目の質問でございます。自主防災、自主防災組織についてお尋ねをいたします。今年７月に起こりました熊本地震、また、その後も８月に線状降水帯による豪雨災害と、お亡くなりになられた方々への哀悼の意と、そして、被災されました方々へも心よりお見舞いを申し上げます。本当にこの近年の災害スケールの大きさに心を痛めるばかりでございます。

まず、自分の命は自分で守る、地域の協力で守り合う。ここから始まっていく、防災に対しての意識。地方自治体が行う支援や援助は、災害時の初期にどうあるべきかを改めて考えなければいけないとしますと、日頃より行政が自助、共助をお願いしますと呼びかけているだけでよいのか。なかなか住民の防災意識にはばらつきがありまして、何か必要で、どういった行動となるのか、そのイメージングがしにくいわけで、どういったことが必要なのか分からない人がたくさんいます。尊い人命が失われて、被災件数の大きさを聞き、改めて自分たちの地域が対象にならない保証は一つもないのです。しかしながら、それを日頃から学習し、訓練をしなければ、身についていかない防災知識と行動なのです。

令和７年度における葛城市地域防災計画の中には、葛城市において、各大字または自主防災組織等への育成については、１、組織活動の促進、市は消防団や防災関係機関との連携を図り、各大字や自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

２つ目は、自主防災組織への育成と助成。自主防災体制の強化を図るために、各大字において自主防災組織の結成の促進を図る。その際、女性、高齢者、学生、事業者などの多様な人材の参画、そういった促進を努める。また、自主防災組織の育成を図るために、自主防災組織が行う自主防災活動に対し支援を図るとあります。

また、防災教育に当たりましては、次のとおりでございます。１、各大字や自主防災組織の活動マニュアルを配付し、活動内容等の知識の普及を行う。

２つ目は、各大字や自主防災組織とともに地区の防災の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を行う。

３番目に、防災関係機関の協力の下に、自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学により防災に対する種々の知識の普及に努める。

４つ目は、住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を少なくするために、保険、共済の加入促進に努める。

５つ目は、事業所に対する啓発、奈良県広域消防組合との連携、防火管理者、危険物取扱者及び自衛・消防隊員に対する講習を実施するほか、防火の集い、研究会、講習会等を随時実施し、防災思想の普及を図る。

最近、危険度を示します警戒レベルという言葉を耳にいたします。市民の皆様には、もう報道等で聞き慣れた、そしてまた、そういったマップの中に示されているのをご覧になられて、ただ、その警戒レベルが出たときに、自分たちはどのように行動しなければならないかという、この部分が分からない。感震ブレーカーの設置をされたところはよいのですが、もし設置をされずに、もし地震が起きたら、まず、電源のブレーカーを落とすというような、そういった知識。家からの避難、持ち物情報の理解、リュックも夏場と冬場で入れ替えておくとか、いつもいつも同じものを入れておくということは違うんです。やっぱりそれを見直して、もう冬場だったらカイロを入れる、夏場だったら、暑さに対策する、羽織ものとかを入れる、そういった持ち物のチェックもしていく。昨日の質問にもありましたけれども、お薬手帳なんかもその１つかもしれません。このような防災知識も、それぞれ訓練や学習機会

を設けなければ、本当に市民の皆様には身につかないのです。行政はその自助の学習機会をつくり、また、大字または自主防災組織の訓練や学習機会の折に実践、練習する仕組みを提案していただくことが必要ではないのかと思います。葛城市地域防災計画には、住民の平時の防災活動の取組、自主防災体制の整備、災害発生時の活動、役割分担などについてもその促進を図るとうたわれております。行政が指導、促進に力を注ぐことについて、市のお考えを改めてお聞きしたいと思います。

私はこれより質問席にまいりますので、よろしくお願いをいたします。

増田議長　倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長　都市整備部の倉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、ただいまの川村議員の１問目の近鉄尺土駅前整備の進捗と今後の計画についてというご質問に答弁させていただきたいと思います。

尺土駅駅前整備事業につきましては、主に４つの整備を行っております。１つ目は駅前広場、まず、ロータリーの整備でございます。２つ目は、市道八川保育所・尺土線の拡幅工事、３つ目は、地下通路の延長、４つ目は、エレベーター、歩道橋の設置でございます。いずれも尺土駅の利用者の利便向上と安全確保、それから、市の玄関口にふさわしい整備を目的に事業を行っております。経緯といたしましては、まず、尺土駅の駅舎の西側に新葛下川４号橋を設置、それから、周辺道路の改良工事を行い、完了しております。八川保育所・尺土線の駅舎東側の踏切から保育所北側踏切までの間の歩道の整備、それから、尺土駅南出入口付近のエレベーターの設置を完了しております。

また、今後の計画でございます。暫定的ではございますが、駅前のロータリーと歩道の整備を行いまして、東西に行き交う車両の対向が困難な箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。駅西側の磐城３号踏切の南側にあります関西電力の鉄塔周辺付近の歩道と車道の分離を今検討しております。最終的には八川保育所・尺土線への歩道橋への架設を行いまして、近鉄尺土駅と駅前ロータリーへの接続を目指しております。平成24年の時点では、複数の地権者との交渉が進行中でございましたが、現在のところは交渉中の地権者が１名というふうになっております。引き続き事業が完了できるよう、今後も粘り強く交渉していくという予定でございます。市の玄関口にふさわしい整備が進むように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　総務部の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。川村議員の２問目の自主防災組織の推進についてのご質問にお答えさせていただきます。

近年、頻発、激甚化する自然災害に備えるためには、行政による公助の取組に加え、市民の防災意識の向上と自主防災組織の強化は、本市にとって極めて重要な課題であると認識しております。災害発生時には、自助、共助、公助の連携が不可欠です。特に公助が本格化するまでの間、地域での声かけや安否確認、避難の手助けなど、共助の力が多くの命を守ることが、過去の大規模災害から明らかになっております。本市におきましても、自主防災組織

を中心とした地域防災力の向上は、市民の生命、財産を守るための最優先事項と考えております。また、市民一人一人の防災意識を高め、地域全体の防災力を向上させていくことは、本市の防災行政における喫緊の課題であると考えております。これまで本市では、地域防災計画に自主防災組織等の育成について定めており、市の広報誌を活用した啓発や情報提供、各指定避難所ごとに、その避難所の利用対象となる自治会が参加の下、避難所運営訓練などを定期的に行っております。また、自助、共助、公助の施策につきまして、自助の推進といたしまして、広報誌やホームページ、地域防災マップの配布を通じた啓発、家具の固定、ローリングストック、避難経路確認など、平時からの備えの重要性を周知、また、感震ブレーカーの普及啓発と設置費用の一部補助等を実施しております。

次に、共助の強化といたしまして、防災士の育成支援として、奈良県内でも人口当たりの防災士資格者が多く、葛城市防災士会に属する防災士が自治会等に出向き、防災啓発や知識伝達を実施していただいております。また、市民参加型避難所運営訓練を実施し、地域での助け合い体制の強化や各自治会の危険箇所、避難経路、避難場所を記載した地域防災マップの活用を図っております。

そして、公助の推進として、市のイベント等でのトイレカー使用による防災時のトイレ問題啓発や防災体制情報の発信等の施策を実施しております。今後、突然発生する災害に対応するためには、知る、考える、実際に行動する、繰り返すという流れをつくり、地域の防災力の向上に努めることが行政としての役割ではないかと考えております。市民の皆さんの防災意識を一過性のものとせず、災害時に自ら判断し、行動できる力を定着させるため、自助、共助を実践する機会の創出や、地域全体での防災活動を支援し、地域防災力の向上を図っていきたいと考えております。いつ発生するか分からない有事の際、行政が行う公助も当然肝要ではございますが、全ての方に手厚い支援ができないこともあるため、市民の皆さんがそれぞれ主体的に防災について考え、取り組んでいただけるよう、意識の向上を図りたいと考えております。行政が行う訓練に単に参加するだけということではなく、防災に関して考える機会を創出し、避難訓練以外にも日常的に地域の防災を組み込んでいくため、今後も訓練の開催方法を検討することや、災害に関する情報を広報やホームページを通じて誰もが分かりやすいように掲載していきたいと考えております。今後とも市民の皆さんや大字、自主防災組織と緊密に連携しながら、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりに向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　川村議員さんからの近鉄尺土駅前整備の今後の計画についてのご質問について、答弁をさせていただきたいと存じます。

尺土駅前整備事業につきましては、長きにわたり周辺の方々にご迷惑をおかけしていることに対しまして、まず、申し訳ないと感じておるところでございます。改めて川村議員さんのほうから一般質問という場で尺土駅前の開発といいますか、整備事業についてご質問いただきました。常に委員会の席では、尺土駅前整備どうなっているんやという話は、常々いただいております。改めて一般質問というこの大きな場で質問いただきましたので、私自身も

気持ちの整理も含めまして、いろいろと思い返す機会になったことを、まずは感謝申し上げたいなと思います。

この尺土駅前整備事業というのは、もう皆様方よくご存じのように、葛城市が誕生する、まさにそのときの新市建設計画、10年間で完成するべき計画の中の夢を描く１つの大きな事業でございました。たまたまその当時は當麻町という、そのエリアの中での新市建設計画事業として、葛城市の事業として上がったわけなんですけども、私もその当時、議員という立場でありましたので、この尺土駅前整備事業については、非常に大きな意味を感じ、また、夢を持ったものでございます。今、平成16年に合併して、葛城市というのが誕生して、22年という歳月が流れました。その中で、私自身が議員の立場から市長という立場に変わって10年を迎えます。なおかつ、今もう先ほど部長のほうから答弁もありましたけども、最終段階には入ってきているものの、やはりこの事業の最初のパズルが、ジグソーパズルとすると、ピースが完成するのには１人の地権者の方のご理解をいただかないといけないという状況まで来ております。ほかのまちづくり全体としては、いろんな事業を進めておるんですけども、やはり新市という夢を描いた計画がいまだにできていないというところについては、非常にやはり責任を感じておるところでございます。ぜひとも、ご理解をいただきながら、また、それ以外の方法も模索しながら、この事業の完結をできるだけ早期に持ちたいなと感じておるところでございます。あらゆる皆さん方にご相談をかけながら、また、いろんな事業手法を模索しながら、完結まで、できるだけ早く持っていきたいなと考えておるところでございます。あとしばらくご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

増田議長　川村議員。

川村議員　今、部長のほうから、私の２問にわたる答弁をいただきまして、また、市長からは、近鉄尺土駅前の、本当に新市の計画からもう20年以上もたったんだなという、いろんな議員からの思い、そしてまた、市長になって、その責任を十分に感じていただいて、一日も早い早期完成を目指すというご答弁をいただきましたので、我々も本当に、これは議員も行政側も市民の人もみんな同じ思いで、もう尺土駅前の活性化、本当に夢を描いているロータリーを一日も早い完成をしたいと、してほしいという要望を、一丸となって、また、我々もその進捗を見守っていかなければならないと感じております。

２問目でございますけれども、いろんな全体的なことを言っていただきまして、尺土駅前につきましては、本当にまだ完成を、一部、本当にきれいになったなと思うところもたくさんございます。ただ、その中で、我々議員がいつも駅前でいろんな活動する中で、いつも朝から立っている状況の中で、子どもたちの、まず通学の問題というのが目の当たりにするわけなんです。本当に目の当たりにする中で、一番懸念するところというのを、もう一つだけ、もう一回しっかりとこの場で申し上げたいなと思っていることは、やはり通学路の安全対策というところでございます。自家用車で送迎があります。そして、バスも来ます。コミュニティバスも来ます。そして、子どもたちが、いろんな分団が何回も往来するわけなんですけ

ども、日頃、調査案件の中でも、児童の通学路について本当にしっかりと連携、教育部局と連携を取って、頑張ってやっていただきたいんですということを申し上げているんですが、依然として同じ道を通っているという状況がやっぱりあるんですね。ですから、その辺りは、再度、もう必ずきちっともう歩道もできているんですから、新しい歩道が、ですから、新しい歩道ができているんですから、やっぱりその歩道を今有効に使って、教育部局が、どこの道を通して学校に来ていただくのがいいかということを綿密に、やっぱり日々日々工事の中では変わっていく通学の道路事情ですから、これを、もうきっちりとやっていただきたいということを切にお願いをしたいわけです。このことにつきまして、２問目ということですので、その状況につきましてお聞かせいただきたいと思います。その内容は、児童の特に通学路の問題、それから、自家用車で来る道路の車両の通行のこととか、そういうことについて、もう少しどういう対策を講じていただくのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、エレベーターも完了していますから、皆さんご利用になっているシーンはしっかりと見させてもらっていますので、それはよろしいんですけれども、その対策について、ぜひお答えをいただきたいと思います。

それから、先ほどの自主防災組織、この部分なんですが、実際に今、自主防災やっていただいているということですけれども、何か大字によって自主防災の活動にどうもばらつきがあるなというふうに思います。ここ近年、いろんな防災の対策についてアップデートしていっている世の中ですから、避難所の在り方ですよね。避難所は、公的に指定避難所というのが設けられています。そこに職員が２名つくということは、昨日の答弁でもございました。その運営の中で、また、地域のボランティアが、ボランティアというか、自主防災組織の人が合流してというふうな想定を描いておられるというのはよく分かるんですけれども、今、自治体の避難所の在り方というのも、少しずつ変わってきているような状況があります。特に奈良市とか、県内でも奈良市とか大和郡山市とか田原本町なんかもそうなんですけども、自主防災組織が自分たちの近くの集会所で、集会所において届出避難所というような、新しい、避難所を自分たちで運営しますと。そこに職員は貼り付きません。しかしながら、そこに、被災状況にどんな状況が起こるかというと、道路が寸断されると。指定避難所がいろんな大字が集合してくるわけですから、なかなかそこに行くまでの道中で何が起こっているか分からないという、遠いところの大字は特にそういう状況が想定されます。また、そんな中で、実際に本当に、速水議員が昨日言われたみたいに、指定避難所に行く状況が判断できないから、まずもって自分ところの集会所、公民館に一応集まりますよね。そこで、すぐに指定避難所に流れていくということがうまくいけばいいんですけれども、せっかく自助、自助というか共助の部分ですよね、自主防災組織というのをしっかりとし、今さっき言っていましたけども、防災計画の中に市は自主防災組織をしっかりつくっていくよと、しっかり促進していきますと書かれてあるんだから、もっと今以上に自主防災組織を強化してもらわないといけないと思います。それで、そういうものができつつあって、今尺土なんかもすごく積極的にされています。炊き出しの練習とかされていますけども、ちょっとばらつきがあるために、もうちょっと強化を図らなければならないというのが、今回２問目の私のお願いした

いところなんですけれども、そうなってくると、その届出避難所というのが、どこまでの期間成立するか分かりませんけれども、その必要性もあるんじゃないかと。特にその状況をイメージしていただいたら分かるんですけども、各自治会の集会所の中で、備蓄品を市が先に提供、配備しておくと。これは奈良県の奈良市や大和郡山市や田原本町もしています。こんなところに備蓄品を用意しておいて、ただそのときに、また防災倉庫という問題も出てきますね。防災倉庫もあるところとないところとあるんです。要するに、近くでそういった備蓄品を、それを使う使わないは後ででも幾らでも回していけます。せやけども、もし指定避難所に届くと、要するに分散、サテライト的な感じなんですけども、そういうことが、これまでのいろんな災害が起こった地域、輪島市もそうなんですけども、被災経験のあるところは、もう既に全国でもかなり導入されています。なぜそんな考え方になるかというのは、もう一度、市において検討していただいて、そういった地域の中で、私は市民の方からよく聞くのは、指定避難所、竹内はすぐ下に体育館があるから、上と下の中の下の方はすぐ体育館が近いですから、あんまりそういうあれはないんです。なぜって言われる方は少ないんですけど、やっぱり遠方の大字が、指定避難所そこですよっていって行くときに、やっぱり遠いし、なかなかそこに行き着かない。そうなったときに、地域の集会所に何か一息心が、みんなと集合して会えて、そこで移動できる人、移動できない人とあると思うんですけども、指定避難所のキャパシティーの問題もありますよね。全部が大字、思っている人が全部、そんなにそれほど葛城市全域でその規模になってしまった場合、やっぱりそういったことも考えたときに、じゃあ、分散型にしておいたほうがいいのかとか、そういう問題が出てきているというのは当然、全国的にそういった知識、要するに孤立しているところがあるから、そういうふうな流れになっているというのは、私的には理解できます。でも、それは葛城市は孤立すんのかということ。孤立ってどんな状況が孤立かと。でも、水害も、この間ありました、千葉もね。だから、孤立する状況なんていうのも、なかなか想定しにくいんですけども、いろんなところに、被災の少ないところに、安心な拠点を持つということの考え方をもうちょっと、自主防災の活動が活発になれば、そういうことも可能なのではないかというふうに思いまして、その提案をさせていただきたいんですが、その辺りの考え方ですよね。市の考え方を一度聞かせていただきたいなと思います。市長も先ほど尺土のことをお答えいただきましたけども、防災計画の中に自助、そこに附帯する市民の自助、共助についてもちゃんと触れられている中で、市の市長のお考えというのをまた聞かせていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田議長　倉田都市整備部長。

倉田都市整備部長　これから始まる工事中の通学路の安全対策にということでお答えさせていただきます。工事が始まりましても、ロータリー周辺の安全には配慮させていただきたいというふうに考えております。通学路につきましては、教育委員会と協議をいたしまして、工事側と反対側の北側の歩道とさせていただきまして、工事場所に近づかないように配慮をいたします。通学生徒のなお一層の安全を確保したいというふうに考えております。また、警備員も配置する予定になっておりますので、工事車両の出入りにつきましても、安全に行き交うよ

う誘導をさせていただきます。

また、自家用車等による送迎、コミュニティバスの利用者につきましても、基本的にはお不便をおかけしないように、一部夜間工事などを取り入れまして、今と変わらないような利用状況のように計画をしております。工事の進捗とともに乗降場所を少し変更する場合もございますが、ご不便な状態を最小限に抑え、警備員等が誘導いたしまして、安全に利用いただけるようにと考えております。

以上でございます。

増田議長　吉田総務部長。

吉田総務部長　自助、共助につきまして、市内全ての大字において自主防災組織や自警団が組織されております。各組織の活動内容の全てを網羅して把握できているわけではございませんが、それぞれの組織において地域防災の強化に取り組んでいただいております。しかしながら、訓練の頻度や内容等、その活動内容や取組状況には地域差があることも認識しております。そのため、今後は、市として一定の基本方針や標準的な活動モデルを示し、安否確認体制の整備や要配慮者への支援体制、定期的な防災訓練の実施など、共通して取り組んでいただきたい事項を明確にし、市主導で働きかけを強めてまいります。併せて研修会の開催や好事例の横展開、活動マニュアルの整備などを通じて、地域間格差の縮小を図ってまいりたいと考えています。

なお、先ほど議員おっしゃられました届出避難所につきましては、現在、本市では届出制度はございませんので、今後、調査研究をしてまいりたいと考えております。

増田議長　阿古市長。

阿古市長　災害から市民の生命と財産を守るためには、行政による公助の取組だけではなく、市民一人一人の自助、そして、地域で支え合う共助の力を高めていくことは重要です。特に、災害発生直後の状態において、行政による支援がすぐには行き届かない場合も想定されます。そのようなときに地域で声を掛け合い、避難を促し、支援を必要とする方を助けるなど、地域の自主防災組織が大きな力になると考えております。本市におきましては、防災訓練、防災に関する情報発信などに取り組んでまいりましたが、今後は単に訓練への参加を促すだけではなく、地域の皆様が、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、実際の災害時に行動できる地域づくりにつなげていくことが重要であると考えております。

そのためには、行政から一方的に防災活動をお願いするのではなく、自治会や自主防災組織の皆様がそれぞれの地域の特性や課題に応じて、何が必要なのかを一緒に考え、実践していくことが大切です。自治会や自主防災組織との連携を一層深めながら、実践的な防災訓練や防災学習の充実、地域における助け合いの仕組みづくりを進め、地域防災力の更なる向上に取り組んでまいります。そして、いつ発生するか分からない災害に備え、市民の皆さんが平時から防災を身近なものと捉え、いざというときに自ら判断し、地域で支え合い、行動できるまちを目指してまいります。今後も市民の皆様が、自治会や自主防災組織と行政が一体となって、誰もが安心して暮らせる防災に強いまちづくりを進め、自助の啓発とともに、市が主体に方向性を示し、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

ただし、自主防災組織は地域の実情に応じた活動が基本であることから、画一的に統制するのではなく、地域の自主性を尊重しながら、底上げを図る形で支援をしてまいりたいと思います。議員がご提案の届出避難所制度につきましては、部長が答弁いたしましたように、大きな研究課題だと感じております。研究し、それが葛城市にとってどのような意味を持つのかというところまで落とし込んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

増田議長　川村議員。

川村議員　今、先に防災のほうの私の意見として言わせていただきますが、本当にみんな力を合わせてやらないと、１つの災害に強いまちづくりというところには到達しないと思います。あらゆる角度から、今改めて、本当に身近で起こっている災害を目の当たりにして、我々も本気で、どういう仕組みをつくるかということをしっかりとこれからもやっていかなければならないというふうに切に思っております。防災士さんなんかもやっぱり、先ほどから言われているプロフェッショナルというか、本当にそういった知識を豊富に持って資格を持っておられる専門の方として、ただ、これ地域に必ず１人ずついらっしゃるとか、そういうまた、そこもばらつきがあるんですよね。ですから、それは県が管轄となっていますけれども、でも、やっぱり地域にそういった知識の持っておられるリーダーをつくるということを地域の中で、それが非常に大事なことやということを行政が指導していってあげていただきたいなというふうに思います。自ら判断し、行動するというところに、もう本当に奈良県は大丈夫やなんて思っている意識はもう全部捨ててもらわないといけないというぐらい、市民の皆様にはそれを自覚していただくという機会を日々、広報または防災行政無線なんかでもしっかりと周知し、啓発していっていただくように、そして、それがまた、自助、共助の促進に大きくつながっていくような形を持っていくことを希望させていただきまして、私のその部分についての意見は終わりますが、尺土駅、教育部局と連携してというところがもう一番のキーなんです。これ本当にそれが、通学する分団の見守りをしてくださっている方まで浸透しているかどうか、そこまで確認してください。でないと、何も変わっていないんです、実際に。あれほどずっとずっと言っているのに、通行は。だから、もうコーンをおいて、通学路というぐらいに示していただくとか、誰が見ても通学路がはっきりするような形をきっちり取っていただかないと、子どもたちはいつもどおりに行きます。いつもどおりに、車がブーブー通っているところの狭いところに、雨の日も傘差して、窮屈そうに通っていきます。それではいかんと思います。もうそんなことは、これからのロータリーの工事には、そういう状況があってはならないということを私はもう強くお願いをしまして、この尺土周辺、もうあともう少しの完了、完成ということを希望しまして、しっかりと行政部局、頑張っていただいて、交渉に当たっていただきたい。もうこの交渉は本当に大変な交渉である、市長も自らそのお願いに上がっていただきまして、早期完成を目指してお願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

増田議長　川村優子議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は９月18日午前10時から再開いたしますので、午前９時30分にご参集を賜りますようお願い申し上げます。

なお、７日から15日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会、物資集積拠点に関する調査特別委員会、（仮称）當麻複合施設及びその周辺整備に関する特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散　会　午後３時５１分